

K-850

平成二十年三月

史跡 米沢藩主上杉家墓所保存修理工事報告書(下卷)

上杉家

平成二十年五月二十二日

草池



竣工 御開所全景 (東より見る)

工務局(平石) 建築事務所 (空)



## 序 文

上杉家一七代当主 上杉邦憲

平成六年から開始された史跡米沢藩主上杉家墓所の保存修理事業も平成一九年の防災施設及び環境整備事業をもって無事終了することができました。これも一重に、関係各位のご尽力とご協力があつたからに外なりません。振り返ってみますと、平成五年に突然、治憲廟の崩壊から始まった保存修理事業も一五年の歳月をへて見事に蘇つた史跡を前に、改めて歴代藩主の偉大さと感動が伝わってきました。

この度の報告書は、平成一五年度発刊の上巻に次ぐもので、平成一四年度の二代定勝廟所の保存修理から平成一九年の防災施設及び環境整備工事までの保存修理事業の成果を下巻としてまとめたものです。

今後は、適切な史跡の維持管理に心がけ、史跡の保存保護に努めてまいる所存です。

最後に、上杉家墓所の保存計画策定から保存修理事業に至るまで、専門的立場からご指導とご教示を賜りました仲野浩先生をはじめとする史跡米沢藩主上杉家墓所保存整備検討委員会委員各位、文化庁、山形県教育委員会、調査及び報告書作成と保存整備事業に関してご協力をいただいた米沢市、米沢市教育委員会、(財)文化財建造物保存技術協会、工事関係各位に対し、衷心より感謝を申し上げ序文といたします。

## 挨拶

米沢市長 安部 三十郎

史跡米沢藩主上杉家墓所の保存修理事業が無事終了されましたことに、心からお祝いを申し上げます。上杉家墓所は、「おたまや」の愛称で市民から親しまれてきました。樹齢数百年を数える杉の巨木に囲まれた空間は、幻想的な聖域を形成し、端然と配された一三棟からなる廟の前に立つと、上杉家が歩んだ歴史の重みと、歴代藩主への畏敬の念が時空を超えて伝わってきます。

平成五年の治憲廟の破損を契機に、翌六年より始まった本修理事業は、まず、家祖謙信廟を含む西側基壇に建つ八棟の廟を修理し、その成果は本報告書の上巻に詳しく報告されているところです。この度の報告書は、東側基壇に建つ定勝廟の修復から、防災設備工事を含む環境整備に至るまでの保存修理事業の成果を下巻としてまとめましたので、修復の内容やその方法について、上巻と同様に写真や図示によって詳しく述べられています。

米沢の歴史を見守り続け、歴史の象徴として厳かに佇む史跡米沢藩主上杉家墓所は、米沢市民にとってかけがえのない存在であり、今後とも貴重な文化遺産として市民のみならず、保存活用を努めてまいりたいと思います。

最後に、保存整備及び報告書の作成に当たり、主体的に事業を進められた上杉邦憲様を始め、関係各位に敬意を表し挨拶といたします。

## 例言

一、この報告書は、史跡米沢藩主上杉家墓所の保存修理事業の一部として刊行されるものである。本事業は平成六年度に着手され、平成一九年度に完了したが、事業期間が長期にわたるため、上巻と下巻の二巻に分けて報告書を刊行することになり、上巻は平成一五年度に既刊となっている。

二、本書はその下巻で、平成一四年度から一九年度までの事業の概要と工事内容、発掘調査及び文書調査の成果をまとめた。工事内容については主に、東側基壇に祀る五棟の建物（定勝廟、網憲廟、宗憲廟、重定廟、治広廟）の破損状況や実施仕様などと、環境整備工事及び防災施設工事の実施仕様をまとめた。

三、図版のうち、図面は今回の工事において作成した実測図を掲載し、写真は修理工前、竣工ならびに工事中に撮影した記録や資料写真の中から主要なものを掲載した。

四、本書の作成は、米沢市教育委員会の指導、助言のもと、委託を受けた財団法人文化財建造物保存技術協会（以下、文建協）が中心となって編集したもので、第一章と第二章を文建協の稲葉教、第三章を米沢市教育委員会の菊地政信が担当し、第四章を上越教育大学の浅倉有子が執筆した。また、掲載した工事写真には、吉田建設株式会社尾形和夫氏撮影のものが多数含まれている。なお、上杉家寄託資料の調査については、全面的な米沢市上杉博物館の協力を得た。本書を借りて感謝を申し上げる。

# 本文目次

序文  
挨拶  
例言

## 第一章 修理事業の概要

一 概説	一
二 修理事業の概要	一
三 建造物の概要	三
一 官報告示と指定説明	三
二 構造形式	四
三 主要寸法	八
三 事業の運営	九
一 事業の経過	九
二 工事組織と工事関係者	一一
三 事業費	一五
第二章 建物の改修と修理	一七
一 破損状況と修理方針	一七
二 修理前破損状況	一七
一 修理方針	二〇
二 工事実施工程	二二
三 工事事務	二二

## 挿図目次

第一図 上杉家墓所配置図	二
第二図 定勝廟略平面図	三
第三図 桐聖廟・宗室廟略平面図	六
第四図 重定期・治広廟略平面図	六
第五図 定勝廟土台家具詳細図	三〇
第六図 桐聖廟土台土口詳細図	三〇
第七図 空堀築造詳細図	三四
第八図 参道石群詳細図	三四
第九図 環境整備工事 地丁区分図	三五
第一〇図 木構及び庇落防止詳細図	三七
第一二図 防災施設工事 構内配置図	四三
第一三図 防災施設工事 屋外配置図	四四
第一四図 防災施設工事 系統図	四五
第一五図 トレンチ配置図	四九
第一六図 トレンチ配置平面図	五〇
第一七図 トレンチ配置断面図	五一
第一八図 トレンチ配置断面図	五一
第一九図 参道遺構平面図 T9・T10	五三
第二〇図 文化「四二八七」年『御廟所絵図』法音寺遺トレンチ配置重建図	五四
第二〇図 上杉家墓所発掘調査	五五

二 通 則	二二
三 仮設工事	二四
四 解体工事	二六
五 基礎工事	二九
六 木工工事	三一
七 屋根工事	三一
八 舗工事	三二
九 環境整備工事	三三
一〇 防災施設工事	三四
第三章 発掘調査	四六
一 調査の概要	四六
二 検出遺構	四六
三 出土遺物	四八
第四章 近代における上杉家廟所の発掘	六一
一 はじめに	六一
二 御堂の構想と開宮への意図	六一
三 大正八年度大火以降の御廟所の変容	六二
一 伊東正女の提言	六五
二 御廟所の改修事業	六八
三 鎌倉御宮の改修―昭和二年度の改修事業―	六九
四 登勝廟の改修―昭和四年・七年度の改修事業―	七二
五 鎌倉御宮の石工改修工事―昭和八年度の改修事業―	七五
六 治聖廟の改修―史蹟指定―	七七
七 拝殿の移転と今後の改修事業	七九

第二二図 上杉家墓所発掘調査	五六
第二三図 上杉家墓所発掘調査	五七
第二四図 上杉家墓所発掘調査	五八
第二五図 上杉家墓所発掘調査	五九
第二六図 御堂遺構 井筒再建調査	六〇
第二七図 御堂遺構 井筒再建調査(明治八年後一月九日迄)	六四
第二八図 御堂遺構 井筒再建調査(明治八年後一月九日迄)	六四
第二九図 御堂遺構 井筒再建調査(明治八年後一月九日迄)	六八
第三〇図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七一
第三一図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七二
第三二図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第三三図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第三四図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第三五図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第三六図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第三七図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第三八図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第三九図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第四〇図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第四一図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第四二図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第四三図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第四四図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第四五図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第四六図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第四七図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第四八図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第四九図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第五〇図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第五一図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第五二図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第五三図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第五四図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第五五図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第五六図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第五七図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第五八図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第五九図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第六〇図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第六一図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第六二図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第六三図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第六四図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第六五図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第六六図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第六七図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第六八図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第六九図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第七〇図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第七一図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第七二図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第七三図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第七四図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第七五図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第七六図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第七七図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第七八図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第七九図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第八〇図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第八一図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第八二図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第八三図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第八四図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第八五図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第八六図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第八七図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第八八図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第八九図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四
第九〇図 定勝廟原形復元(大正七年度)	七四

## 工 事 写 真

二代 定勝廟	一 a 一 一〇 h
四代 桐聖廟	二 a 一 一〇 h
六代 宗室廟	三 a 一 二九 h

八代 重定廟	四一 a 1 四一〇 h
宗聖廟・重定廟	三・四一 a 1 a 3・四一 h
一〇代 治広廟	五一 a 1 五一九 h
環境整備	六一 a 1 六一五 e
防災施設	七一 a 1 七一四 h
その他(廊下・管理棟改修)	八一 a 1 八一 h

## 工事 図 面

1 定勝廟 正面図	一六八
2 定勝廟 正面図	一六九
3 定勝廟 側面図	一七〇
4 定勝廟 背面図	一七一
5 綱聖廟 正面図	一七二
6 綱聖廟 正面図	一七三
7 綱聖廟 側面図	一七四
8 綱聖廟 背面図	一七五
9 綱聖廟 見上図	一七六
10 宗聖廟 正面図	一七七
11 宗聖廟 正面図	一七八
12 宗聖廟 側面図	一七九
13 重定廟 正面図	一八〇
14 重定廟 正面図	一八一
15 重定廟 側面図	一八二

16 治広廟 正面図	一八三
17 治広廟 正面図	一八四
18 治広廟 側面図	一八五
19 治広廟 見上図	一八六

## 第一章 修理事業の概要

### 一、概説

#### 一 修理事業の概要

次のとおり平成一四年度から平成一九年度までの保存修理事業の後半が終了したため、平成一九年度事業の中で、整備計画後の報告として、本報告書を作成するものである。

(平成一四年度から平成一九年度までの保存修理工事の概要)

平成一四年度 定勝廟保存修理工事事業概要

解体修理(基壇石とも)、本構及び彫前門復旧。

(事業費四一、〇〇〇、〇〇〇円、国補助金八、七〇〇、〇〇〇円、県補助金六一、五〇〇、〇〇〇円、市補助金四、一〇〇、〇〇〇円)

平成一五年度 綱聖廟保存修理工事事業概要

解体修理(基壇石とも)、本構及び彫前門復旧。

(事業費四一、〇〇〇、〇〇〇円、国補助金二八、〇〇〇、〇〇〇円、県補助金六一、〇〇〇、〇〇〇円、市補助金四、〇〇〇、〇〇〇円)

平成一六年度 宗聖廟・重定廟保存修理工事事業概要

基壇積み直し、礎石根巻補強、雨落石据直し、建物を持ち上げ本部の補修、屋

根柢板葺、門構修繕。

(事業費三七、〇〇〇、〇〇〇円、国補助金三五、九〇〇、〇〇〇円、県補助金五、五五〇、〇〇〇円、市補助金三、七〇〇、〇〇〇円)

平成一七年度 治広廟保存修理工事・危険木処置・環境整備工事事業概要

基壇積み直し、礎石・雨落石据直し、建物を持ち上げ本部の補修、屋根綱板葺、門構修繕。

枯損木・危険木伐採と剪定、謙信廟参道敷石据直し、東側各廟前石灯笼据直し、本構材料購入。

(事業費三五、〇〇〇、〇〇〇円、国補助金四、五〇〇、〇〇〇円、県補助金四、二〇〇、〇〇〇円、市補助金四、五五〇、〇〇〇円)

平成一八年度 環境整備工事・防災施設工事事業概要

南・東側空堀浸透液及び木構修理、東側廟所参道敷石据直し、消火設備(放水設備・地下水槽及びポンプ室設置)、自動火災報知設備(各廟

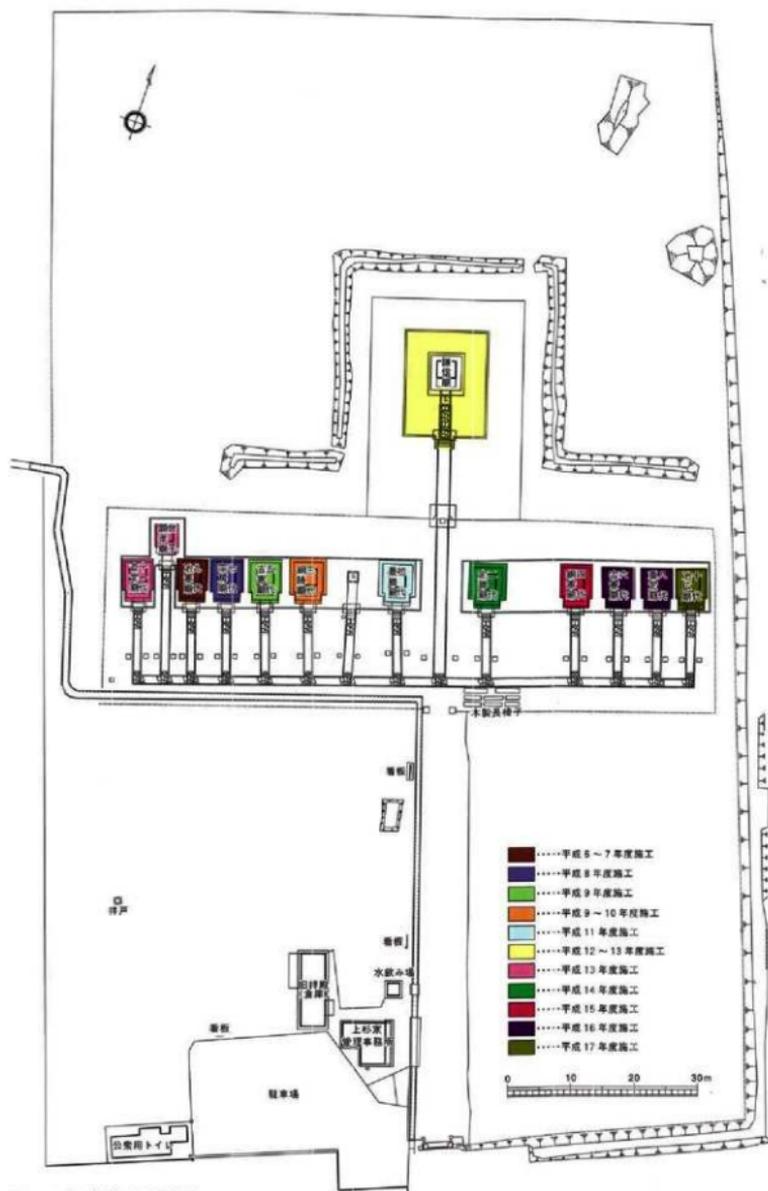
屋に空管・感知器設置)

(事業費四四、〇〇〇、〇〇〇円、国補助金三〇、八〇〇、〇〇〇円、県補助金五、二一〇、〇〇〇円、市補助五、七二〇、〇〇〇円)

平成一九年度 環境整備、防災施設工事事業概要

空堀法面保護、各廟所参道敷石据直し、管理事務所改修  
消火設備(放水設備・地下水槽及びポンプ室仕上・管理事務所電気配線・自動火災報知設備(屋内配線・火災警報装置)

(事業費四三、一〇〇、〇〇〇円、国補助金三〇、二四〇、〇〇〇円、県補助金五、一八四、〇〇〇円、市補助金五、六一六、〇〇〇円)



第1図 上杉家基所配置図

## 二、建造物の概要

### 一 官報告示と指定説明

#### (一) 官報告示

##### ○文部省告示第四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）第六十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和五十九年一月十一日

文部大臣 森 喜朗

名称	所在地	地番
米沢藩主上杉家墓所	山形県米沢市御廟一丁目	一八六九番

#### (二) 指定説明

米沢藩主上杉家墓所

山形県米沢市御廟一丁目

慶長六年（一六〇一）、会津より米沢に移封された初代藩主上杉景勝は、元和九年（一六三三）三月二十日死去した。死後廟地の選定が行われ、慶長十年（一六〇五）、米沢城本丸万一出火の時、上杉謙信の遺墓守の除地として積み立てた武器屋敷材の石垣を崩して御廟の地とすることとした。景勝の遺骸は城西吹屋敷で火葬され、廟所には五輪塔を建てて灰盤、冠服等を納め、霊屋を建立した。遺骨は高野山清浄心院に納められた。

その後、米沢藩主上杉家の墓は、七代宗房まで初代景勝と同様の方法で景勝廟

に並べて廟屋を建て葬られたが、八代藩主重定が寛政十年（一七九八）三月二十六日死去した際、隠居していた前藩主九代治憲の遺志により火葬にせず、養父の遺骸を藩主墓所に土葬にした。爾来一二代斉定までみな同じ埋葬法によって藩主墓所に葬られたが、五輪塔や廟屋等を設けた点は七代以前と同じである。

墓所域は南北約一七三メートル、東西約一〇五メートルの長方形の地の外側に現況幅約三・六メートルの濠が繞らされているが、濠の一部は埋められている所もあり、濠幅も旧規をとめているとは限らない。南に門を設け、約六八メートルの北行する参道がついた所に木構を繞らした東西に細長い一画があり、ここに歴代藩主の廟屋が横一線に並んで建てられている。中央より西側の高さ約一・一メートルの石垣の壇上には、東より初代景勝・三代綱勝・五代吉憲・七代宗房・九代治憲・一二代斉定の順に奇数代の藩主の廟屋が並んでいる。治憲廟と斉定廟の間の奥まった所に、上杉顯孝（治憲子、治広養子）の廟屋が建てられている。

中央より東側の石垣上には、西より一二代定勝・四代綱憲・六代宗憲・八代重定・一〇代治広の順に偶数代の藩主の廟屋が並んでいる。各廟屋はほぼ同じ規模・様式であるが、時代が下るにつれて少しずつ小ぶりになる。景勝廟の平面概数は二・八×四・二メートルを数える。廟屋の屋根は、七代宗房までが入母屋造、八代重定以降は宝形造である。各廟とも、廟内に五輪塔が建てられており、廟内四周壁には、五輪の塔婆四九本が列べられている。各廟の南正面には現在簡単な門が造られている。明治九年（一八七六）以前は、墓所域の南正面に門形が造られ、門形形を入るとすぐ参道が東西にのび、この参道から各廟屋に向う参道が北行し、廟屋の前に拝殿が建てられていた。しかし、同年十月、新たに景勝廟と定勝廟の間の奥まった所に粗上杉謙信の廟屋を造り、それまでの景勝廟を中心にした構え

を改めたのに伴って参道も改造し、また、拜殿も取り除かれた。鎌信廟は、米沢城本丸東南隅の欄干より遺骸を移したもので、高さ約一、七メートルの石垣の壇上に建てられており、流造である。最後の藩主二二代斉憲の墓はこの墓所にはない。

米沢藩主上杉家墓所は、若干の改変のあとが見られるとはいえず、江戸時代大名墓所の代表的なものであり、大名の墓制を知る上で重要である。

〔月刊文化財〕昭和六〇年五月号

## 二 構造形式

### (一) 定勝廟

桁行一間、梁間一間、一重、入母屋造、向拝付、銅板葺、南面妻入。建物内に五輪塔を安置する。

#### ① 基礎

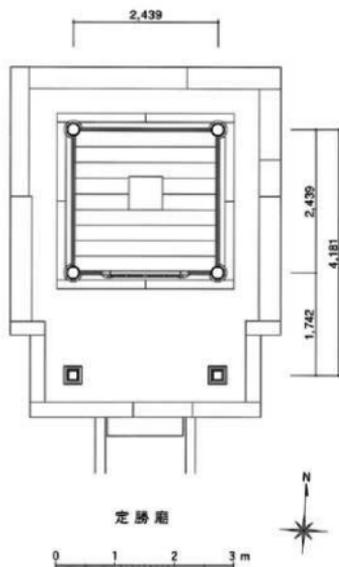
基礎は凝灰岩切石を用い、四隅柱下はほぼ正方形に近い形状であるが、それ以外の土台下は、長方形の布基礎石とし、床下は玉石敷とする。建物周囲に連続した雨落基石を廻す。基石は凝灰岩切石を二段積み、軒下叩きは砕石地葉を施してコンクリート洗い出し仕上げとする。

#### ② 軸部

正方形に組んだ土台四隅に礎盤を載せ、円柱を建てる。土台の仕口は向留隠櫓小根納差二枚納とする。柱下納は、土台まで伸びる。土台は鉄製隔金具付。各柱を足固貫、飛貫、頭貫で固め、柱頭を台輪で繋ぐ。足固貫、飛貫は柱に小根納差し、頭貫端部は木鼻とする。

正面を除く三方は、横板張り。板は建て込みとし、合決り合釘打ちとする。正面の足固貫、飛貫間に方立二本を立て、上下貫の側面に打った葉座に両開棧唐戸を取り付ける。棧唐戸は海老鏡付き、上部花狭間格子、銅網張り。小脇板は懸張りとするが足固貫下と飛貫上は横板を建て込む。

内部天井は鏡天井とする。九桁内側面に廻縁を打って板を張り、桁行に架け渡した小屋梁に、直接釘を打ち上げて板を止める。床は桁行に根太を配り、土台上角を決り、土台上端と同高に板を張る。五輪塔は、床下に台座石を据え、床板を張り、その上に据え付ける。



第2図 定勝廟略平面図

③組物・軒

外部四面の飛貫上中央に幕段を置く。柱上組物は三斗組、中備は平三斗。二軒疎垂木、木負、茅負、布裏甲。裏甲上に軒裏板を打ち、鼻隠板と広小舞を取り付ける。

④屋根

銅板一文字葺で土居葺は杉手割板。葺甲は廻し葺とし、軒唐草銅板は、広小舞に巻く。銅板で覆った箱様両端に鬼板を立てる。鬼板は木型に銅板を被せ彫刻を打ち出している。裏飾りは虹梁大板束で、大板束上の大斗に花肘木を載せ、巻斗、実肘木を介して化粧棟木を受ける。正背面千鳥破風、坪みに六葉および續付の高懸魚を飾る。

⑤向 押

向押柱は几帳面付の角柱で、台形の基礎石に建ち、礎盤を備える。基礎石と礎盤は、花崗岩小叩仕上げとする。向押柱間に虹梁を架け、身舎柱とは海老虹梁で繋ぎ、それぞれの端部は掛鼻とする。柱上に三つ斗を組み、中備に幕段を置き、実肘木を介して向押桁を受ける。手挟は外備にのみ彫刻を施し、内備は省略している。木負から向押桁に打懸垂木を架け、向押桁木口を破風で隠す。

(二) 綱 憲 廟

桁行一間、梁間一間、一重、入母屋造、向押付、銅板葺、南面妻入、正面に「宝林院」の扁額を掲げる。建物内に五輪塔を設置する。

①基 礎

定勝廟と同じ。

②輪 部

土台、柱、壁板は定勝廟と概ね同じ。ただし、土台には金具がなく、仕口は一枚納である。また、正面棧唐戸は上部菱格子、銅網張り。天井は棟縁天井で、台輪上端に廻縁を廻し、棟縁四本を梁間方向に渡し、板を羽重ねに張る。床の造りも五輪塔が床上に安置され点も定勝廟と同様であるが、五輪塔の台座石が無く、床が抜けて五輪塔が床下に落ち込んでいたため、今回の修理で定勝廟に倣って五輪塔台座石を整備した。

③組物・軒

組物は定勝廟と同じ三斗組であるが、中備はない。軒も定勝廟と同じ。

④屋根・向押

屋根は定勝廟と同じ。ただし、妻は壁板張りとし、枝外垂木を見せない。前包を破風板と面に納め、堅羽目板の下端は前包に釘止め、上は破風板裏に釘止めとする。また、懸魚の六葉は、菊花状とする。

向押は定勝廟と同じ。

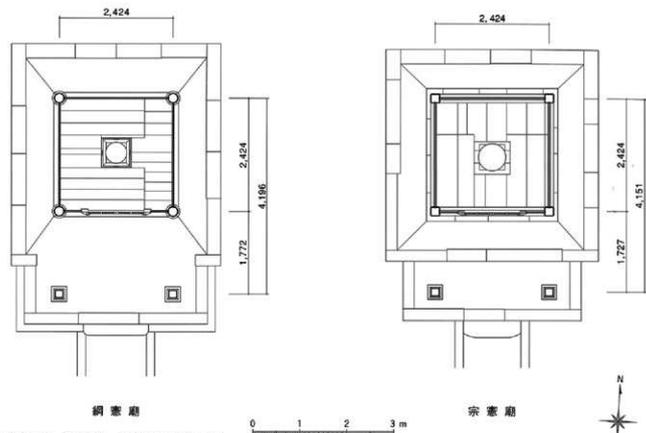
(三) 宗 憲 廟

桁行一間、梁間一間、一重、入母屋造、向押付、銅板葺、南面妻入、正面に「桂徳院」の扁額を掲げる。建物内に五輪塔を設置する。

①基 礎

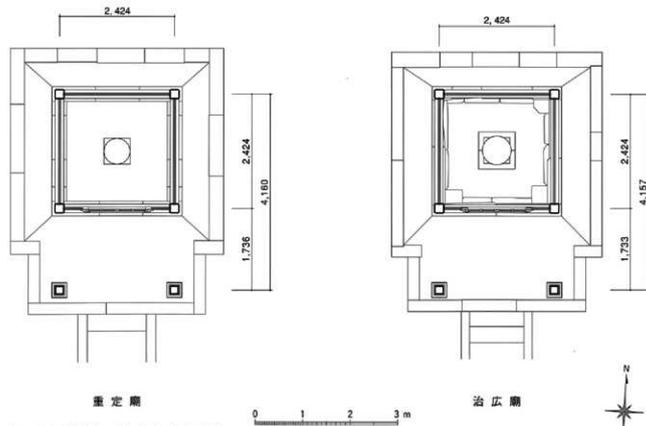
基礎は凝灰岩切石を二段積、上段基礎石は四隅柱下をほぼ正方形に近い形状とし、それ以外の土台下を長方形の布基礎石とする。ただし、雨落葛石は身舎周囲と向押三方に巡らせてあり、身舎が向押より高く据えられているため、軒下叩きに段差が生じる。軒下叩きはコンクリート洗い出し仕上げとする。五輪塔台座石は正方形の凝灰岩切石を二本の延べ石上に据える。

- ② 輪 部
- 柱は面取り角柱で土台建。各柱を足圍貫、飛貫、頭貫で固める点は定勝廟と同じだが、台輪はなく、頭貫には木鼻がない。正面棧唐戸は上唇堅格子、銅網張り。天井は樟天竺とし、樟縁を桁行方向に四通り配り、南北の頭貫側面に大入れとする。天井板は頭貫上端に羽重なびに張る。床は根太を梁間方向とし、土台と同高に配り、床板を土台の上に釘止める。五輪塔台座石上端は、床より高いため、床板を切り込んで納まる。
- ③ 組物・軒
- 大斗肘木で中備はない。肘木は花肘木とする。軒は一軒線垂木。茅葺に肩はなく、布葺甲上に軒裏板を打って、鼻隠板と広小舞で軒先を納める。
- ④ 屋根・向拝
- 屋根彫に同じ。ただし、妻は堅板張りとし、枝外垂木を見せない。前包を破風板と面に納め、堅羽目板の下端に前包に、上は破風板裏に釘止めとする。また、海鯉魚の六葉は、潮花の彫刻で楕円口がない。
- 向拝は定勝廟に同じ。
- (四) 重 定 廟
- 桁行一間、梁間一間、一重、方形造、向拝付、銅板葺、南面、正面に「重定院」の匾額を掲げる。建物内に五輪塔を安置する。
- ① 基 礎
- 建物全体に凝灰岩切石を敷き詰め、建物周囲に連続した凝灰岩切石の雨帯を廻す。軒下叩きは砕石地盤を廻してコンクリート洗い出し仕上げとする。(今回の工事で、コンクリート整地帯を行い、敷き直した。)



第3図 網定廟・宗定廟略平面図

- ② 輪 部
- 柱 貫、壁板、正面棧唐戸とも宗定廟とはほとんど同じ形式である。ただし、天井は木桁に組んだ正背面の丸桁内輪面に椽縁四本を大入れとし、天井板を羽重なびに張るため、丸桁が隠れて見えない。床はなく、敷石がそのまま化粧となる土間床である。
- ③ 組物・軒
- 大斗肘木で中備はない。肘木は花肘木とする。軒は丸桁から陸梁を外へ持ち出し、鼻先に出桁を廻して、せがい造とする。軒裏には小天井板を張り、出桁上に葺甲と軒付板を打って、他の宝形の廟と同様に鼻隠板、広小舞で軒先を構成する。
- ④ 屋根・向拝
- 屋根板一文一葺、土層葺は杉割り板。方形頂部に露盤を置き、伏貫、宝珠を載せる。露盤、宝珠は木型に銅板を被せる。向拝は定勝廟と同じ。
- (五) 治 広 廟
- 桁行一間、梁間一間、一重、方形造、向拝付、銅板葺、南面、正面に「重定院」の匾額を掲げる。建物内に五輪塔を安置する。
- ① 基 礎
- 基礎石は凝灰岩切石を上下二段積とする。四隅柱下は正方形に近い形状であるが、それ以外の土台下は、長方形の布基礎石とし、床下は玉石敷とする。五輪塔台座石は一枚組で、雨落石は、他の廟と同様に建物周囲に廻し、軒下をコンクリート洗い出し仕上げとする。



第4図 重定廟・治広廟略平面図



### 三、事業の運営

#### 一 事業の経過

##### (一) 平成一四年度

国庫補助事業内定通知を受け、四月一五日補助金交付申請書を提出した。二代定勝廟を工事対象とし、事業費は四一、〇〇〇千円で、六月一日から二月三日の予定で、事業に着手した。修理方針を半解体修理とし、八月二〇日に入札を執行し、吉田建設株式会社が落札、八月三日に安全祈願祭を行って、八月五日から作業を開始した。しかし、建物を解体調査したところ当初想定していたよりも破損が著しいことが判明し、積立の結果、取替えを要すると判断された。壁板が建て込みになっているため、解体せざるを得ないことが、明らかとなったため、急遽、解体修理に修理方針を切り替えることとなり、設計変更を行い、二月五日付で計画変更承認申請書を提出した。この変更で年度内に復旧する予定であった背面の木柱のうち、一三m分を次年度に繰り延べし、事業期間を平成一五年三月まで工事を延長することとした。(但し一月二月は工事休止期間)この承認を得て、二月一日付で契約変更を行った。また、工事期間中の一〇月二六日に保存整備委員会を開催し、一四年度の工事状況を報告するとともに一五年度の事業予定などを協議した。そこで事業期間が長期にわたることから、平成六年度から平成一三年度事業を完了分までの修理工事報告書を次年度に刊行することとなった。三月二二日、竣工検査を行って定勝廟の全工事を完了し、実績報告書を四月四日付で提出した。

##### (二) 平成一五年度

四月七日付国庫補助事業内定通知を受け、四月一五日付で補助金交付申請書を提出した。平成一五年度は、四代綱憲廟を工事対象とし、修理方針を解体修理、総事業費を四〇、〇〇〇千円として、事業着手した。七月七日に工事請負契約を締結し、七月八日から工事に着手した。また、一月一八日には修理工事報告書の印刷製本契約指名競争入札により締結した。事業当初、工事期間を六月から二月までの七ヶ月、事業期間を翌年三月までの一〇ヶ月としたが、建物の解体が終わり、破損状況と修理の方針が明らかとなった二月一九日、計画変更承認申請書を提出し、工事期間を三月まで延長した。(但し、一月二月は工事休止期間としたため、工事期間は延べ八ヶ月となった。)主な変更の内容は、基礎工事の増と木工事の減による経費配分の変更と、報告書印刷製本契約の入札済の処理として、次年度工事を予定していた基礎の補足石材繰り上げ購入し、九棟の建物を掲げられている屋根の剥落止め工事を新設するものであった。一月一日、保存整備委員会で工事の概要が報告され、同時に現地視察を賜った。平成一六年一月九日付で計画変更が承認され、変更契約を締結し、三月二九日、竣工検査を行って綱憲廟の全工事を完了した。実績報告書の提出は四月五日であった。

##### (三) 平成一六年度

四月一九日付で補助金交付申請書を提出した。六代宗憲廟と八代重定廟を工事対象とし、事業費は三七、〇〇〇千円で、六月一日から翌年三月三一日までの予定で工事に着手した。七月二日に工事請負契約を締結し、七月六日から作業を開始した。修理方針は屋根葺替部分修理として実施し、まず素屋根を建設し、建物全体を掲屋して木部、基礎周りの修理を行った。建物を降ろしてから屋根の修理にかかり、三月下旬には素屋根を解体した。工事中に冬期間の積雪から素屋根を

際するため、除雪工事を行う必要が生じ、また実施により修理期間・数量が増減が生じていることより三月七日付で変更契約を取り交わした。

工事は三月いはいまでかかり、三月二日に竣工検査を行って工事を終了した。実績報告書は三月二日付で提出した。なお保存整備委員会は二月六日に開催され、事業修繕と共の次年度以降予定している環境整備工事や防災施設工事について協議が行われた。

(四)平成一十七年度

平成一十七年度は朝雪工事対象とし、四月一日付で補助金交付申請書を提出し、六月一日に交付決定を受けた。本年度は総事業費を三五、〇〇〇千円として、一〇代泊広前の屋根修繕・部分修理と、環境整備工事のうち緊急度の高い危険樹木の伐採・剪定及び護国朝参道敷石の敷直し工事を行った。まず七月、五日に泊広前の保存修繕工事の工事請負契約が締結され、工事が着工された。一〇月、四日には市内業者六社による指名競争入札が行われ、同日付で吉田建設株式会社環境整備工事を落札した。

工事はそれぞれ、七月二十八日と一〇月一七日に着工され、三月二十九日に竣工検査が行われ、工事が完了し、実績報告書を三月三日付で提出した。なお工事中、施工数量や施工範囲の変更が生じたため、二月一日付けてこれらの変更を反映させた計画承認申請書を提出し、二月六日付で承認を得、契約変更を三月八日付で締結した。

(五)平成一八年度

総事業費、四四、〇〇〇千円の補助金交付申請書を四月三日付で提出した。工事及び事業期間完了は三月二二日、事業実施期間を一〇ヶ月とした。別添の工事

が前年度までに完了し、本年度から二カ年連続で本格的に環境整備工事と防災施設工事に着手することとなった。八月二日開工事の指名競争入札を行い、吉田建設株式会社が落札した。工事内容は、環境整備工事が雨樋及び東側空堀深溝、

同所木構修理、東側雨所参道直石補直し、防災施設工事が、消火設備として放水銃四基、地下水槽及びポンプ小屋設置、給水配管埋設、自動火災検知設備として各基層に空気管敷設、差動式分布型感知器、差動式スポット感知器取り付け、屋外に総合警報を設置し、屋外配線を行うものであった。工事は順調に進み、三月二日、環境整備工事における施工数量の増減と防災施設工事における年度区分の変更により、変更契約を締結した。実績報告書は四月一日付で提出した。

(六)平成一九年度

前年度に引き続き環境整備工事と防災工事を行った。総事業費は四三、一〇〇千円、事業期間および工事期間を一〇ヶ月として、七月八日に着工した。また、八月八日には管理事務所改修工事の指名競争入札を行い、同日付で契約締結を締結して工事に着手した。工事がおとを完了した管理事務所改修工事の設備配管工事を残すだけとなった積雪が多くなる前の二月六日、仮検査を行い、工事に雪解けを待つ、最終となる竣工検査を三月二日に行い、四月七日付実績報告書を提出、すべての工事が滞りなく完了した。

史跡 米沢藩主上杉家墓所保存修理事業実施工程表 (平成14年度～19年度)

項目	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		備 考
	4月7月10日	1月4月7月10日											
環境整備基本計画													
環境整備実施設計													
報告書作成作成													
報告書印刷製本													
2代定跡開工事													雨期・後期に分けて実行
4代朝参開工事													
6代宗廟開工事													
8代重定開工事													
10代治広開													
防災施設工事													第六設備 自動火災検知設備
危険木処置、参道敷石・石 垣修繕													
護国木構修繕、参道敷石・ 空堀整備、他外構													南・東側空堀下面防護 木構、管理事務所改修
トンネル欄、遺跡確認調査													
空堀調査													
平面図作成、写真撮影													

二 工事組織と工事関係者

(一) 工事組織

本工事は、上杉邸憲(平成十七年七月までは上杉敏子)の直轄工事とし運営し、文部科学省記念物課、山形県教育庁文化財課、米沢市教育委員文化財課の指導のもと文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律および同法施行令、その他関係法規を参照して工事を進めた。また、専門家による史跡米沢藩主上杉家墓所保存整備委員会を組織し、技術的、学術的指導を仰いだ。施工は請負工事とし、指名競争入札による契約と、地方自治法施行令第一六七条のおよび米沢市契約規則第二六条の規定を準用した隨意契約を締結して工事を実施した。

工事の設計監理は、財団法人文化財建造物保存技術協会に委託した。同協会は、文化庁の承認を受けた主任技術者を派遣し、工事の設計および監理、各種調査、記録作業、報告書類編作成等にあたらせた。

(二) 工事関係者

①所有者

上杉邦憲  
(前) 上杉敏子

②上杉家管理事務所

玉上利恭  
(前任) 上杉虎雄

教育管理部長  
文化課長  
文化課長補佐

渡辺秀丈  
村野隆男  
佐藤孝夫

文化課 文化財主査  
文化課 主査

情野憲治  
(前任) 手塚孝  
菊地政信

文化課 主任

深瀬順子  
(前任) 青木千尋  
月山隆弘

③設計監理  
財団法人 文化財建造物保存技術協会  
文京区本郷一丁目一〇本郷TKビル内

理事長 酒島正士  
(前任) 関口欣也  
常務理事 村上訓一  
現場担当 稲葉教

④工事請負者

吉田建設株式会社

山形県米沢市御廟二一三一一

〇三三八(二)四五八五

代表取締役 吉田 浩人  
専務取締役 横山 隆

⑤史跡米沢藩主上杉家墓所保存整備委員会委員

東北芸術工科大学名誉教授 仲野 浩  
千葉大学名誉教授 大河直躬  
東京大学名誉教授 渡辺定夫  
東北芸術工科大学教授 田中哲雄  
京都福女大学教授 牛川喜幸  
上越教育大学准教授 浅倉有子

④同事務所  
山形県教育庁

教育やまがた振興課長

大滝太一

社会教育課長

(前任) 齋藤 豊

教育やまがた振興課文化財保護課長

(前任) 宮部保夫

社会教育課文化財保護課室長

(前任) 向出耕次

教育やまがた振興課文化財保護室文化財専門員

(前任) 田中信雄

米沢市教育委員会

(前任) 篠原英司

教育長 教育長職務代理者 教育次長

(前任) 久遠山幸子

基礎工事

(前任) 芳賀ひろみ

石壁石材工業

外田忠雄

揚屋工事

佐藤政一

我妻組株式会社

松原昭

山形県米沢市成島二丁目一三〇

〇三三八(三)四九五

田中社株式会社

〇五八(二)七二八七

船山組株式会社

〇五八(二)七二八七

舟藤建設

〇三三八(二)三〇四一

沼尾左官

〇三三八(三)三八七

建設工事

株式会社 カトベン

山形県米沢市赤芝町七八八五

〇三三八(三)二五二四

山形県米沢市城南五丁目一五二

〇三三八(三)三八七

株式会社

〇三三八(三)二五二四





かし、土台に腐朽や蟻害を生じ、壁板は彫形と風蝕により陥凹を生じ、目板を打って塞いでいた。足間下の壁板は冬期間に積もった雪の圧力で折損していた。雨落石は通りが乱れ、背面側では、凍結融解により割損しているものがあり、雨落内のモルタル塗りには亀裂が入っていた。屋根の銅板葺は全体に耐用年限に達しており、杉や松などの落下物や積雪期の雪下ろし作業時の振動によって、ハゼ切れや穴開きなどの破損が見られた。正面側は積み込みを生じ、建て付けの狂いがあったほか上部格子の組子が折損していた。

周囲の基礎石は一部に割損や風蝕を生じ、沈下やほみだしも認められ、門は屋根の銅板がまくれ上がり、柱足元の腐朽と種菌により傾き、背面側から仮設的に傾板を設けて支持している状況であった。

#### (四) 重要 期

建物自体の傾きと不同沈下は見られなかったが、工事中に基礎石及び内部敷石の中央部分で陥没したため、礎石を解体したところ、その下に大きな空隙や空洞が生じており、中央部分の砂地層が、約10cm程度窪んでいる状態であった。大ホールで中央を突いてみたが、砂層の下に堅い層があり、陥没はこの更の下、墓室の天井部分下がったために引き起こされたと考えられた。土台は下端の腐朽が著しかった。壁板は四日のきたる四割が特に破損しており、他の建物と同様に生じた陥凹に目板を打って塞いでいた。内部天井は、雨漏りによる劣損が生じており、宝珠音聲からの雨漏りにより真下で交差する小屋裏が、著しく腐朽していた。

雨落石は不陸、通りの乱れが顕著で、雨落内のモルタル塗りは亀裂が入り、浮き上がりが目立っていた。屋根の銅板葺は全体に耐用年限に達し、落下物や雪下

ろし作業時の振動によって、ハゼ切れや穴開きが見られた。正面側は積み込みを生じ、建て付けの狂いが生じていた。

#### (五) 治 広 期

建物は柱の不同沈下や傾斜が若干見られるものの、大きな破損はなかった。しかし、土台下端が腐朽し、蟻害は経年による彫形と風蝕により陥凹を生じ、目板を打って塞いでいた。雨落石は通りが乱れ、割損しているものがあった。また、雨落内のモルタル塗りは亀裂が入り、沈み上がりによる不陸が目立っていた。屋根の銅板葺は全体に耐用年限に達しており、杉や松などの落下物や積雪期の雪下ろし作業時の振動によって、ハゼの切れや穴の開けが見られた。向拝部分は、銅板が下地から浮いており、野地が腐朽し、内部天井も雨漏りにより腐朽して中央部分が穴が開いている。他の造型形の蓋葺と同様に宝珠音聲からは水が、交差梁が腐朽していた。正面建具は積み込みを生じ、建て付けの狂いがあるほか、上部格子の組子が緩んで外れていた。また、周囲の基礎石は一部に割損や風蝕を生じ、沈下やほみだしも認められた。門は軒先の屋根銅板がまくれ、柱足元の腐朽や積雪により傾きを生じていた。

#### (六) 空 堀 期

敷地南側の空堀はかつて痕跡を止めているものの、経年の土砂の流入や落ち葉の堆積によって浅くなり、原形を保てていなかった。敷地境には人家が迫っており、勝手口に至る小径ができた。敷地東側の空堀はその痕跡を止めていたが、雑草が生い茂り、南側同様徐々に埋まりつつあり、産業廃棄物などが放置され、西側や北側のようにその形跡から消滅する恐れがあった。

平成二八年度に内所の浚渫を行い、空堀の原形を復旧した。しかし南側の空堀

#### (2) 南側駐車場木構、北側及び西側一部木構

敷地北側及び西側の木構は、近年修理されたものでコンクリート基礎に土台をアンカーボルトで緊結し、角柱を用い、笠木をカラミ鉄板で覆った形式である。しかし北側の破損が著しく、通りに入りや不陸は生じているのが、全体に植物が絡みつき、長年にわたって堆積した落ち葉や落枝が腐葉土化して土台が埋まり、土台と柱の足下が腐朽している箇所が目立っていた。西側には一部、栗丸太の掘立柱を用いた旧形式の木構が残っていたが、柱の腐朽が著しく、側木や落枝によって折損している箇所もあり、構としての原形を止めていなかった。また、南側駐車場は一部しか木構が巡らされていなかったため、ポン小屋の設置がとれない、防犯上から新設する必要がある。

#### (九) 境内樹木

敷地内の樹木は、枯損しているもの、雷害により枝が折れているもの、あるいは折れる危険のあるもの、蟻害を受けているものなどが数多く見られた。特に建物や参道周辺及び敷地境付近に建つ高木については、樹木が密着している間には枝があまり伸びないが、開けている側には枝が生い茂っており、このため重心が偏り、傾いた樹木が多見られた。このような高木については、平生の維持管理では枝払いが難しいため、折損枝の落下や倒木により、建物や見学者、周辺住民に危害が及ぶ恐れがあった。

#### (一〇) 石灯籠

西側各扉前に建つ石灯籠と鐘宿籠、景勝前庭の石灯籠は、土台石が、地盤の凍結融解や経年の圧密などによって不同沈下を起こし、傾いているため倒壊の危険があった。(宗廟前庭の石灯籠は積雪により平成一七年の冬に倒壊した。また、

とこれに続く東側廻折一五mの範囲には、降雨時に最深30cm程度雨水が溜まり、数日間には排水しない状態となるため、夏季は蚊の発生が懸念され、誤って転落した場合は重大事故が発生する可能性が考えられた。また、南側空堀が一部不法投棄された廃油によって汚染され、表土が黒変しているため、土壌改良が必要であった。

#### (七) 参道敷石

##### ① 鐘宿籠参道敷石

旧石灯籠の石材を転用したもので、表面が著しく摩耗もしくは風化した石材が見受けられ、凍結融解により石質が脆くなって、節理に沿って剥がれに割れている石があった。不陸も著しく、沈み込みの大きい箇所では、降雨時に水溜りが出来て歩行が困難な状況であった。

##### ② 東側、西側廻折参道敷石

東西各扉前に至る参道の敷石は、浮き上がりや移動を生じて不陸が著しく、全体が小さく沈下した箇所や石が欠損した箇所が見られる。緑石も同様に不陸や傾斜を生じ、通りが乱れていた。特に西側参道の緑石は、以前擬の木があった関係で破損しているものも多く見られた。

#### (八) 敷地周囲木構

##### ① 敷地側壁及び東側木構

敷地側壁及び東側の木構は、全体に植物が絡みつき、柱と控柱の足下が腐朽して、通りの出入りや不陸、傾斜が目立ち、中には完全に倒壊している箇所も見受けられた。また、側木、落枝によって破損している箇所もあって、構としての機能を失いつつあるため、早急に修理が必要であった。

土台石や基石などの破損や宝珠の欠失が顕著であった。

## (一) 管理 概

御廟所の入口、中央参道の西側には昭和四年に建築され、五四年に一部増築された管理事務所があり、常時一、二名の職員が常駐して史跡地全般の管理を行っているが、建築されてから三十七年が経過し、雨漏りが目立っていた。屋根のカワリ鉄板が著しく劣化し、腐食して雨漏りを生じ、軒先にはが型で汚損と腐朽が著しかった。外壁のモルタル塗は剥落に亀裂が生じ、しべ込んだ雨水の凍結融解により剥離し、付柱の足下や付土台は隙所に腐朽が生じていた。またこれらの影響により、内部の天井・腰壁にも剥離や汚損が生じていた。また防災施設工事で内部に日火報知・消火設備を集中管理する受信機、非常警報装置等の設置を計画したが、電気配線の老朽化や機器類の型式が古くなっているため、新築に導入する設備が十分な性能を発揮できるような諸設備の全面的な改修が必要であった。

## 二 修理方針

各建物は影響の程度に応じて解体修理・屋根葺替・部分修理を行った。工事実施にあたっては各建物の修理順位、仮設計画、解体資材積納場所等の確保を十分検討し、実施計画を立てて工事を進めた。

修理に際し、破損状況を、当時の形式技法、後世の修理内容を調査したが、原則として復元は行わず、現在の状態を踏襲する「現状修理」とした。ただし、今後の維持管理、保存用上の配慮やその他の理由でやむを得ない場合に限って什儀、材積、工法を変更して箇所がある。この場合、以下の基準に照らして行った。

周囲の玉砂利を清掃の上し、不足分を補足して並べ直した。

(三) 宗室廟 重定廟 …………… 屋根葺替・部分修理

宗室廟 重定廟に屋根を架け、建物を一旦持ち上げ、破損している土台や壁板、天井板を取り替へ、屋根銅板葺きを並べ直した。宗室廟の五輪塔は、工事破損させるとのないう養生を施し、重定廟の五輪塔は、養生を施したうえ高くない場所へ一時移動して、基礎工事完了後復旧した。宗室廟の雨落石と重定廟の基礎石は、コンクリート地盤の上掘え直し、宗室廟の基礎石と重定廟の雨落石にはコンクリート根巻補強を施した。雨廊とも軒下コンクリート叩きはすべてやり直した。なお、破損している基礎石や雨落石は取り替へた。基礎工事完了後、不陸や傾斜が生じないよう注意深く建物を降ろした。建具は取り外して修理し、再度取り付けた。

屋根根葺に支障する門 木構は一旦解体し、基礎石の解体後、破損部分を修理して復旧した。基礎石積の別途図示する部分を解体して、破損している石材を取り替へた。通りによく積み直した。周囲の玉砂利は清掃の上、不足分を補足して並べ直した。

(四) 治広廟 …………… 屋根葺替・部分修理

屋根を架け、建物を一旦持ち上げ、破損している土台や壁板、天井板を取り替へた。補修し、屋根銅板葺きを並べ直した。破損している雨落石、基礎石は取り替へた。通りによく積み直した。軒下のコンクリート叩きは解体してやり直した。根巻補強の上掘え直し。軒下のコンクリート叩きは解体してやり直した。基礎工事完了後、不陸や傾斜を生じないよう注意深く建物を降ろした。なお、揚屋に支障する五輪塔は、養生を施して、工事に支障しない場所に一時移動し、揚

7. 途中の修理で何らかの変更が施され、それによって建物の外観が著しく損なわれたり、放置すると今後の保存に悪影響を及ぼす恐れがある場合。  
イ. アの変更が直轄または間接的に建物の破損要因となっている場合。  
ウ. 在来の工法仕様と不備があり、改善が必要な場合。

エ. 在来の使用材料や製品が製造されておらず、入手出来なかつた場合。  
なお、修理によって不用となった応急的な補強材や仮設物は撤去し、欠失および欠損した部材や資材が確実なものは、旧形式や真跡資料、他の建物の同じ部位に倣って修理を行った。

ただし、現状を変更する場合、又はその保存に影響を及ぼすような変更を行う場合は、現状変更許可申請書と文化庁へ提出し、許可を得て実施した。

各建物の修理方針と修理概要は次の通り。

(一) 宗室廟 …………… 解体修理

建物を解体し、破損部分を取り替へた。補修して、建て直した。建物周囲に素屋根を架け、基礎石は一旦解体し、不陸を調整して根巻補強を施した。素屋根建設に支障する門 木構は一旦解体し、工事完了後、背面側一三田除き破損部分を修理して復旧した。基礎石積は破損している石材を取り替へて積み直した。床下の玉砂利は清掃の上、不足分を補足して敷き直した。

(二) 綱室廟 …………… 解体修理

建物を解体し、破損部材を取り替へた。補修して、建て直した。雨落石を掘え直し、基礎石は破損した礎石を取り替へた。素屋根建設に支障し、傾斜は一旦解体し、工事完了後、前年度解体した背面側一三田除き破損部分を修理して復旧した。基礎石積は破損した積石を取り替へ積み直した。素屋根撤去後、

げ降ろし前位位置に復旧した。建具は取り外して破損箇所を修理し、再度取り付けた。

素屋根建設に支障する門 木構は一旦解体し、工事完了後、破損部分を修理して復旧した。基礎石積は解体し、破損している石材を取り替へた。通りによく積み直した。扉屋周囲の石は清掃の上、不足分を補足して並べ直した。雨廊内部の土間を玉砂利敷きとした。

(五) 環境整備

空堀整備 (南側及び東側空堀浸漬、法面保護、南側空堀転落防止柵設置、南側空堀排水ポンプ設置)

参道石積直し (鎌倉側参道、東側及び西側御所参道敷石積直し)

木構整備 (北側及西側木構一部修理、東側及び南側木構修理、東側空堀北端部・南側空堀西端木構設置、跡地境界に隣木植栽)

危険木処置 (敷地内の枯倒樹や、跡地境界にある樹木のうち、倒木の恐れがある危樹を伐採、倒木の危険はないが、害害などにより折損または折損の恐れのある枝、落下する恐れのある枝は剪定)

石灯籠直直し (平成二年の自費修理で損え直さなかつた東側朝陽扉及び鎌倉側、最勝廟の石灯籠一四基を揃え直し)

管理事務所改修工事 (屋根カワリ鉄板葺き直し、野地、軒先木構補修、土台・柱足下補修、床板・床組補修、外壁組補修、内部天井・壁クロス張り替へ、建具新調・補修、給排水設備改修、床下防蟻処理)

雑工事 (敷地北端木構地盤敷き直し)



会文化課係員の立ち会いのもとで行い、地下道構を破壊しないよう細心の注意を払った。未調査の遺構が発見された場合は、ただちに工事を中止し、発掘調査に協力するよう、現場代理人から各職方に至るまで徹底をはかり施工した。

### 三 仮設工事

#### (一) 概要

各期の工事については、解体した部材を格納するための保存小屋を建設し、建物に素屋根を架け、建設に支障する建物周囲の木構、門を一旦解体した。監理事務所改修工事については建物周囲に軒足場を建設し、危険木処置、参道基石・石灯籠直立、空堀、木構等環境整備工事中については、その都度必要に応じて工事区域を確保した。また、工事中は敷地西側の木構を一部解体し、パネルゲートを設置して搬入口とし、道路から西側前所北側木構（吉憲・宗房側背面）までを鋼板等で別途確保して搬入路とした。なお、各仮設物はそれぞれの工事完了後、解体撤去し、別途確保していた木構と門を復旧した。

#### ① 定形部、網巻部、治広部

素屋根建設に支障する建物周囲の木構および門を建物ごとに、一旦解体格納し、その後それぞれ建物の素屋根を架けた。また、解体した部材を格納する保存小屋（兼工作用倉庫）を敷地北側の空地に建設し、工事区域を設け、境界線を描いた。

#### ② 宗憲部、重定部

素屋根建設に支障する建物周囲の木構および門を一旦解体格納し、両側に連続した素屋根を架けた。また、解体した部材を格納する保存小屋（兼工作用倉庫）

田以上の杉または松板

階段 枠……一、七二五×六五〇mm

重釘鉄板……波形カラー鉄板または亜鉛引波形鉄板 厚〇、一九mm

周囲シート……メッシュシートまたはナイロンシート（防炎加工品）

鉄線、釘等……なまじ鉄線#一〇、洋釘、フックボルト

結束材……ロープ、紐

#### (四) 素屋根、軒足場

建物は足場板などの養生材の上にジャッキベース、金具を釘止めし、柱間一、八m内外とし、外建地は隣接期前に注意し、軒先端部から一、〇m内外に立て、軒足場の鳥居形枠組と繋げた。小屋梁は、単管トラス組みとし要所に控え柱、筋違、方杖を取り付け、各選手は堅固に縛り付けた。屋根は波形亜鉛引鉄板葺とし、周囲は、養生シート張り、背面または正面に出入口を設けた。また、素屋根組立後は、必要に応じて所より支柱、筋違等を挿入して補強を行った。軒足場は素屋根に準じて建設した。

#### (五) 保存小屋

地下道構調査時の土砂等早期解体部材を一時保管するための保存小屋兼工作小屋を設けた。建設は各期毎の工事ごとに行い、基礎背後の空地に建設した。基礎は丸太杭とコンクリートブロックを基礎と併用した。

#### (六) 休憩所（共通仮設）

作業員休憩所を各期の工事では保存小屋内に併設し、防災工事では南面駐車場に設けた。

を顕著車庫側の空道に建設し、工事区域を設定して境界線を描いた。

#### ③ 環境整備・防災仮設

施工範囲に合わせてガードフェンス、バリケード等を用いてその都度工事区域を確保し、必要に応じて交通整理員を配置して工事を行った。管線埋設改修工事については、建物に軒足場を建設し、周囲をメッシュシートで覆った。

なお、各仮設物は本工事が完了したのち解体撤去したが、素屋根の仮設材は、その都度部材ごと整理して、隣接期西側に設けた資材置き場に保管した。また解体した木構と門は、雑工事で復旧した。

#### (二) 構造

素屋根、軒足場は鳥居形枠組、単管組立とし、屋根は亜鉛引波形鉄板葺とした。保存小屋は仮設組立ハウスとした。

#### (三) 材料

主材はJIS規格品とし、左記を標準とした。

#### ① 保存小屋

平家建組立ハウス（JIS規格品） 二間×五間

#### ② 素屋根、軒足場

枠組足場……鳥居形規格枠（〇、九一四mm×一、七〇〇mm）

単管……SKT五〇〇、外径四八、六mm、肉厚二、五mm、長さ一、〇

4・四〇m

同上行部材……直交・自在クランプ、ベースプレート、ジョイント等、ST

K五〇〇用

足場板……足場用合板（JIS規格品）、または厚二、五cm、長三、六

#### (七) 門、木構解体

素屋根建設に支障する門と周囲木構を仮設工事に先立ち、その都度解体した。

解体に先立ち解体書を作成し、木構の解体材は保存小屋に収納し、門は大外のまま、工事に支障しない場所に仮置きした。

#### (八) 路設、備

素屋根、保存小屋、休憩所に電灯（コンセント共）設備を設けた。

#### (九) 除雪（宗憲部、重定部）

積雪による素屋根の倒壊を防ぐため、素屋根と素屋根基礎地から幅二メートルの範囲を中心とする工事区域内の除雪を随時行った。

#### (一〇) 仮設設備、路

各期の工事では基礎背面に工事区域を設定し、敷地西側の道路から西側前所北側（吉憲・宗房側背面）木構までを資材搬入路として確保した。工事車輛等の通行に伴い、隣接期埋設管や地盤の軟弱な部分には必要に応じて砕石・覆鋼板等で路面の養生を行い、支障する樹木の枝払いを行った。工事完了後、これらに要した養生材をすべて撤去し、旧状に戻した。処分とした。

#### (一一) 危険防止

工事表にあたり、法規に必要な危険防止及び衛生上のごとに關しては、適当な施設を設け、かつ防火対策を講じた。また、素屋根等の各仮設物は、工事期間を通して随度上必要な補修・補強を行い、安全を確保した。

## 四 解体工事

### (一) 概要

定勝廟と柳憲廟は破損が著しいため解体修理とし、その他の建物は屋根葺き、部分修理として、破損の程度によって解体範囲をその都度定めて工事を行った。本廟の主な解体範囲は、屋根銅板葺、野地と小屋蓋、軒廻りおよび天板の補修必要箇所、土台、壁板の腐朽箇所とした。基礎崩りの解体範囲は雨落石、基礎石、基礎積石とし、揚塵を行って輪完全体を持ち上げ、これらの修理を行った。解体にあたっては、主任技術者が調査を行ない、請負者がこの指示に従い協力した。

### (二) 準備

解体前それぞれ建物の柱位置を基にした平面骨付を定め、解体するすべての部材に位置、名称等を記した骨付札を付し、必要な調査、実測、写真撮影などを完了した。

### (三) 養生

建具類、雜作材、彫刻材、その他運搬に際して、破損の生じやすい部材は、布、合成紙、添板等で養生を施した。

### (四) 解体及び調査

準備完了後、順序よく丁寧に解体を行った。釘や金具を取り外す際は、バールを部材に直当てず、当て木、添板等をあてながら慎重に行い、古材表面を損傷させないよう注意した。当初の屋根構造と屋根葺材を明らかにするため、その間必要な部材寸法、材質、時代区分、破損程度、仕上げ寸法、各部仕様、痕跡、転用古材などの諸記録を取った。

### (五) 運搬及び骨付整理

解体して積み直した。  
③ 宗憲廟  
基礎正面及び背面の石積を積み直した。雨落石は一旦解体し、不陸調整を行い、コンクリート布基礎を施して積み直した。二段積の基礎石は、上段の不陸を修正して、コンクリート根巻補強のうえ積み直した。

④ 重定廟  
基礎正面及び背面の石積を積み直した。基礎石と内部敷石は一旦解体し、コンクリート盤基礎を施して積み直した。雨落石は、不陸を出来る限り修正し、根巻コンクリート補強を施した。

⑤ 治広廟  
正面、東側面、背面の石積を積み直した。雨落石は解体し、不陸調整を行い、コンクリート布基礎を施して積み直した。基礎石は一段積となっているが、上段の不陸を修正して積み直した。建物内部の土間に湿気防止のため、玉砂利敷きを行った。

⑥ 各廟共通  
各廟とも破損した石材は高晶石で取り替え、基礎の積み直しにともない正面石段も積み直し、向拝柱礎石は、巻廻コンクリート地盤のうえ積み直し、軒下はコンクリート洗い出し仕上げ、露屋内部および雨落外の玉石は清砂のうえ、敷き直しを行った。

(二) 地 葉  
イ、材 料  
葉 石……クラッシュラン〇四〇mm又は径二一・一八cm内外の覆石石

解体した部材は再用・備い、取替予等に区分し、同種材毎に整理して損傷の生じやすい養生を施し、保存小屋、その他に運搬し、整理格納した。この際、汚損等の生じないよう取扱いは特に注意した。

### (六) 旧材処分

解体して不用になった旧屋根葺材、銅板、コンクリート等は、順次搬出し、危険のない方法で処分した。建設廃棄物として処理する場合は、関係法令に従い、米沢市の指定する処理施設に運搬し、適切に処理した。

### (七) 特記事項

解体にあたり各部材は丁寧に扱い、解体作業中にの折れ、板材の割れ等の生じないよう注意した。楔、栓類は保管し、時代差のある止釘穴や仕口はチョークによる色別標示を行った。解体材のうち撤去・処分する材については、主任技術者の指示を受けた。

## 五 基礎工事

### (一) 概要

#### ① 定勝廟

基礎正面及び西面、背面の石積を積み直した。二段積の雨落石は上下段とも解体し、コンクリート布基礎を施して積み直した。基礎石は一旦解体し不陸を修正し、根巻コンクリート補強を施し、積み直した。

#### ② 柳憲廟

基礎正面及び背面の石積を積み直した。基礎石、雨落石は解体し、不陸調整を行い、基礎石はコンクリート根巻補強、雨落石はコンクリート布基礎を

砂 利……径五・二五mmの砂利  
砂 ……荒目勝ち、土気の少ない川砂または山砂  
セメント……ポルトランドセメントJIS規格品  
口、調 合  
コンクリート……生コンクリート スランプ一八cm(基礎用) 現場練の場合  
モルタル……一材三  
合は調合比一対二対六  
ハ、降し方  
雨落石と重定廟以外の基礎石は、不同沈下しないようコンクリート布基礎とし、重定廟の基礎石はコンクリート盤基礎を施した。門の控柱、向拝柱基礎は独立コンクリート基礎とした。

コンクリート布基礎は、所定の深さ、大きさに根切を施した後、葉石は小輪立てに敷き並べ、目録し砂利を入れ、クラッシュランは所定の厚さに敷出し、ランマーまたは大朝等で踏み固めた。コンクリートは型枠を積み立て後、十分混練して打ち込み、適当な養生を施した。  
重定廟の基礎は中央部分が陥没したため、在来の砂地盤のうしろ周辺部分の川砂を動かって中央に寄せ、不陸のないように敷き均し、その上坪石を一五〇mm厚に敷き固めて敷き、ワイヤメッシュ入りの厚一〇〇mmのコンクリート盤を打設した。なお、川砂を敷均す高さは、コンクリート盤に据え直す敷石の仕上げ高から逆算して定めた。

(三) 基礎石・雨落石積み直し  
据直しを行った基礎石と雨落石は位置骨付及び方位を見え隠れに記し記録して、





忍釘止めを行った。

### (七) 新材加工

継手、仕口、曲線等は在来どおりに、加工した。化粧部分は在来の表面加工を調査の上、補足材も同様の仕上とした。

### (八) 古色塗

取替材または補修材は、周囲の部材と色調の調和がとれるように古色塗りをを行った。塗装前に必ず手板見本によって色合わせを行い、材種、場所に合わせて数種類の色を作成し、主任技術者の承諾を得て実施した。

### (九) 烙印

取替及び新補材にはすべて見え隠れ部分に修理年号を刻した烙印を押した。

### (一〇) 木部防蟻・防蟻処理

#### イ 薬剤

財団法人文化財虫害研究所認定品 キシラモントラッド

#### ロ 施工範囲

各廟の土台・床板廻りと小屋廻り全面、その他必要と思われる箇所。塚および門の木部。

#### ハ 工法

塗布、吹付等防蟻処理併用の箇所等それぞれの要求度に応じて行った。塗布・吹付の場合は二回以上とした。塗布・吹付は一回の量 $1\text{m}^2$ (木材面積)あたり

二〇〇cc以上を刷毛、布または吹付機により処理した。

### (一一) 組立

解体の逆順で土台から順次軸部より組み上げたが、基準寸法の要点となる箇所

(当初材の石口等)は、切削を行わぬよう十分に注意した。

### (一二) 補強

#### ① 重定廟

陸梁中央と真東仕口部分が宝珠・露盤空の雨漏りのため腐朽していた。重定廟は、上下相欠きに組んだ東西南北の陸梁に、各隅行の陸梁が平柄差しで取り合う形式であるが、この平柄がほとんど滅失していた。小屋組を解体しなければ取り替えができないため、今回の修理では、上木となる南北の陸梁を成二 $\text{cm}$ 、幅一五 $\text{cm}$ の補強材で挟み、横からボルトで縫い合わせ、これに東西の陸梁上端にボルトで縫い付けた補強材を蟻落しに組んで緊結した。この補強材に火打梁を隅行陸梁の上木となるよう取り付けて、ボルトで両者を上下に縫い、隅行陸梁の尻を押さえた。

#### ② 沼広廟

真東下柵とこれを受ける東西方向の陸梁が中央で腐朽していた。陸梁の腐朽箇所を長約 $1\text{m}$ 、部材成の三分の一程度欠き取り、埋木を施し、一五 $\text{cm}$ 角の補強材を陸梁の両側から挟みボルトで緊結し補強した。

## 七 屋根工事

### (一) 概要

各廟の屋根は在来に倣い土居葺を行った上に、アスファルトルーフィングとアスファルトフェルトを重ね張りし、銅板一文字葺とした。鎌信廟の屋根はカラー鉄板葺、門の屋根は銅板一文字葺を行った。

### (二) 土居葺(こけら葺)

イ、材料

葦板……杉赤身材、幅六〇㎝上、厚〇、二〇㎝、長さ二四〇㎝、手割板  
竹釘……軒付用四、五〇、平葦用三、六〇、焙煎したもの。

ロ、工法

平葦は葦始めの通り四、二〇㎝足、以下四、二〇㎝足で葦を上り、竹釘は二足毎に二、二、五〇明きに前後通り打ちとした。葦き上げ後、防露処理として全面にキシロモントラッド一回塗りとした。

(三) 鋼板葦及び鉄板葦

イ、材料

アスファルトルーフィング……二、二〇厚  
アスファルトフェルト……二、〇厚  
鋼板……厚さ〇、三、五㎝、定尺仕延、両面磨板(三)

釣 釘

鋼釘、長さ二、四〇㎝、一四番

ロ、工法

下地アスファルトフェルトを重なり二〇㎝に敷き並べ、ステッパル止めとした。鋼板及び鉄板とも折曲部はすべて切れ目を入れずに折曲げ、結合部はこはぜ掛けとし、はぜ退幅は下板一、三〇㎝、上板一、五〇㎝とし、継手取せはやり違いにこはぜ掛けした。吊合は板一枚当たり三個所吊り付けた。水切りは連し吊子軒先より一、五㎝出し、継手突付け、間隔一、五㎝に釘打ちした。水切板は幅三、六〇㎝、連し吊子と共に平葦板に組み合わせた。下地板は野地板、広小舞

膳棚は金銭、治広膳は葦葺

(三) 門、木構柵

解体した門と本柵は、破損部分を補修し、解体書付に従い元通り組み立てた。イ、木 構

控柱の間隔が不定であったため、強度と美観を考慮してこれを等間隔に整備し、新柱にコンクリート基礎を設けて、羽子板ボルトで足下を固定した。また、地覆には二、二〇間隔にステンレス製のケミカルアンカーを埋め込み、基礎上部積石と緊結した。

ロ、門

柱間にモルタルを用いて据え置いたが、使用はできる限り控え、柱を立てないよう施工した。控柱コンクリート基礎には羽子板金物を埋め込み、柱と緊結した。屋根の鋼板葦は在来通り一文全葦とし、門扉は破損部分を繕い、締の直しのうえ、建て付けを調整して取り付けた。その他材料、工法など詳細については、廁所各工事仕様書に載っている。

(四) 梱装木鉄板包

木構の空木をカラー鉄板で包み込んだ。

イ、材料

カラー鉄板……厚〇、三〇㎝

ロ、工法

継手にはせ掛け、吊子止めとした。

(五) 金具新調(定膳棚)

間に差し込み鼻先折下り水切板に組み付けた。

(四) 棟・鬼板・宝珠鋼板包補修

定膳棚、網葺期、宗憲期の棟と鬼板、重定期、治広期の露簷及び伏斜、宝珠は、本部と網葺のはぜや止釘の腐んでいる箇所を補修した。また宝形葺の二種は小屋内に雨水廻らないよう真東の上部に鋼板で作成したキャップを被せて露簷を据え直した。

八 雑 工 事

(一) 建具補修

各期正面の棧橋戸は一旦取り外して、上部花袋間や懸子等の欠損部分を補修し、全体の締を直しを行った。新材部分は「木工事-古色塗り」に準じて古色塗りを実施した。建て付けは垂直をただし、召し合わせ部分に隙間が生じないように建て込んだ。南京錠は、既製品のうち見本品により、監督員の承諾を得て決定した。

(二) 石塔補修・据直し

霊屋内部の五輪石は、建物解体や掘屋にあたって破損しないようシート・毛布等で養生を施し、掘屋もしくは閉落石掘直し完了後、三つ又を組み、養生を施した石材をエリープロック二個ずつより上げて一旦解体し、仮置きした。建物ごとには納まりが若干異なるが、原則として掘修終了後に閉落石を空振りモルタルで水平に据え直し、地輪から空輪までの各石は、石ごとに上端の水平を見ながら順次積み上げた。なお、重定期の古座石は破損していたため、取り替え、網葺期の古座石は、他期に倣って今回新たに作製して据え付けた。また、各期とも石材全体を枕字クリーニングを行い、定膳棚、治広期の枕字は補修を行った。(定

土台層の鉄製金具は、破損した在来の金具をもとに原寸図を作成し、監督員の承諾を得て製作した。仕上は黒漆塗付塗装仕上げとし、鉄釘も同様を新調した。取り付けには、木根を用い、金具に錆や凹みが生じないように留意した。

(三) 扉網補修・剥落止

網葺期、網葺期、吉憲期、宗憲期、宗房期、重定期、治憲期、治広期、齊定期の九種の建物に掲げる扉網は剥落が著しく放置できない状態となったため、木部補修、締め直し、および剥落止めを行った。作業は一旦取り外しから行い、作業完了後元通りに取り付けた。現状は網葦表面から和釘止めとしたが、今回は網葦裏面に真鍮製金具(ヒートン)を上下四箇所へねじ込み、地垂木、丸鉋等に鋼線を用い付けた。なお剥落が著しく、脱落が不可能な網については、赤外線ビタテで吊り上げて剥落を試みることが、判別できなかった。

イ、取り外し

まず、取り外しに先立ち、記録写真、測器等によって取り付け状況を記録した。取り外しは、網を傷めないよう慎重に行い、止釘は網ごとに分別し、別途保管した。

ロ、木部補修

網、隙間の生じていた網は、一旦解体し、締め直しを行った。頭と頭縁の接合は、在来通り竹釘を挿入し、合成樹脂系接着剤(①アノアリレート)を用いて接合した。また、欠失、破損している網縁は、松材を用いて、補修し、旧釘穴はエポキシ樹脂(EPOXY RESIN XN 1660)により充填し、古色塗を施した。古色塗は、顔料、アクリル樹脂エマルジョンを用いた。

ハ、剥落止め

表面に付着している塵、埃などを柔らかな筆を用いて丁寧に取り除き、パラロイ  
ドB七二を塗布した。

(一〇) 修理銘板

工事完了後、工事の種類及び年月日を銅板(巾二、五cm×長一八cm×厚〇、  
二、五cm)に陰刻し、各建物の内部南西隅柱に取付けた。

(一一) 跡片付・清掃

諸工事完了後、仮設物を解体撤去し、工事場内を跡片付・清掃した。

## 九 環境整備工事

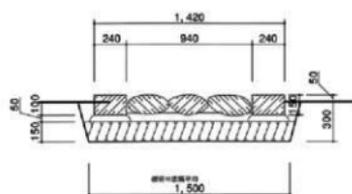
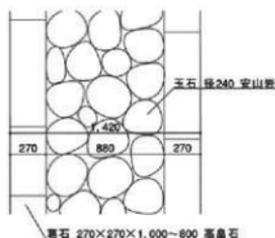
(一) 空堀整備

①概 要

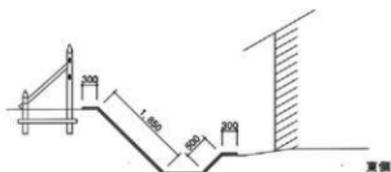
敷地南側と東側の空堀を施工した。南側は冠木門から東南角までの四七、五  
m、東側は東南角から東北角までの一八一mを浚渫し、法面保護として芝類を  
植栽して整備した。

②浚 渫

長年の土砂の流入や落ち葉の堆積によって浅くなっている部分を消滅してし  
まっている部分を周囲の保全を図りながら浚渫、掘削した。掘削は、米沢市教  
育委員会による発掘調査と並行して行い、関係員の指示する遺構上面までとし  
た。周囲の地盤や植栽を痛めないよう注意し、取り除いた堆積物は場外に搬出  
して、法規に従って適切に処分した。また、人家が近接しているため、これら  
家屋の基礎、壁面、その他を破損することのないように細心の注意を払い、騒  
音による苦情やその他災害を引き起こさないよう事前に十分な対策を行って施



第8図 参道敷石詳細図



..... 変更り線

第7図 空堀整備断面図



工した。

③ 法面保護

空堀の法面保護として芝類を植栽した。事前に芝の張り付けを行う場所の草刈りを行い、除草剤を散布して雑草を排除し、瓦礫等の夾雑物を取り除き、軽く耕した。芝は野芝を用い、法面にベタ張りとし、切芝を5串を一枚当たり一本以上打付けて固定した。目土は夾雑物のない良質な風干土又は口砂(過篩を兼ねる)を用い、芝の刃先が隠れない程度に一樣に散布し、レーキ等でならした後、ハンドローラーで転圧し、芝の根を土壌に良く密着させた。植え付け後は、はじょうろや帆布等で静かに散水し、一週間程度は乾燥させないように注意して養生した。

④ 客土入れ替え

腐油に汚染された南東側部については、汚染土壌を取り除き、良質な客土(まき土)と入れ替え、土壌を改良した上で張りを行った。発生した残土は法令に従い適切に処理した。

⑤ 排水ポンプ設置

南側空堀に排水ポンプを設置した。西側端部の空堀底面にコンクリート製の排水舟を埋設し、排水ポンプを2台設置し、自動交互運転方式で道路側の側溝排水舟を確保した。排水舟の下には透水層を設け、上面は周囲地盤より5〜8cm程度立ち上げを取った。ポンプ吸水口が排水舟底面から10cm以上の高さとなるようコンクリートブロックを敷いてポンプを固定し、グレーチングの舟蓋を被せて、ポンプが直撃を受けないよう配慮した。電源は既存の引込み柱から埋設配線で引き込み、付帯の木柵に配電盤を設けて配線した。排水パイプは

見え隠れとなるよう法面に埋設し、側溝へ導水した。なお、ポンプは施工末期、カタログ等により性能を比較検討し、泥水でも詰まりにくい汚水汚物用の家庭用小型ポンプ「川本ZU-1L/LN型」自動交互並列運転駆動装置、揚力「250ℓ/分、二台一組」とした。

⑥ 転落防止補設装置

南側空堀の敷地境界側に転落防止用のロープ柵を設置した。防落剤を注入した杉丸太(径75mm)を、1.2m間隔で打ち込み、上下にナイロンロープを張った。柵の高さは700mmを標準とし、根入りは800mmとした。

⑦ 概要

イ. 木柵A

敷地西側二・九、四m、南側空堀西側部短折五m、東側空堀北側部三・二mを新設した。

ロ. 木柵B

敷地北側二〇・三、三mのうち腐朽の著しい八〇%を解体し、腐朽部分を取り替えて組み立てた。形式は従来の通りとし、使用できる材料は極力再利用した。取替材は、全体の六〇%とした。

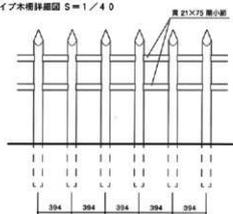
ハ. 木柵C

敷地南側駐車場短折二・六、五mを新設した。ポンプ小屋前に出入口扉を一箇所設け、北側の四・七mを除常用の可動式木柵とした。

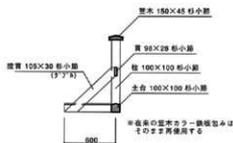
⑧ 補足材

新補した材は、原則として旧材と同材種、同品位以上とし、左記を標準とした。

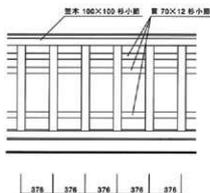
Aタイプ木柵詳細図 S=1/40



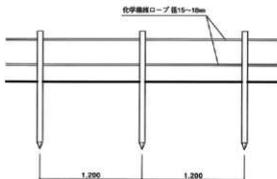
Bタイプ木柵詳細図 S=1/40



Cタイプ木柵詳細図 S=1/40



空堀転落防止柵 S=1/40



第10図 木柵及び転落防止柵詳細図

イ、木構A

柱、控柱……栗丸太材

貫、控貫……栗小節挽立材

ロ、木構B・木構C

土台、柱、控柱、貫、控貫……杉小節挽立材

③組立

旧形・旧工法を踏襲して、現状の位置に旧来通り組み立てた。木材は全て防腐剤塗とした。木構Aは一〇六mm角の栗材を八角形に加工し、根入り部分は五〇cm以上取り、腐朽防止にトーチランプで炙って炭化させ、要所に根掃貫を打ち付けた。木構B・Cは、コンクリート基礎にステンレスアンカーボルトで緊結した。

④木構並木鉄板包

木構B・Cは、並木のみ鉄板で包み込んだ。ただし木構Bは在来のカラー鉄板を再用した。材料、工法は九一(四)に準じて施工した。

⑤その他(地盤動取)

敷地北面の木構は、長年にわたった堆積した腐葉土や落ち葉に土台が埋まり、腐朽しやすい状態となっていたため、これより内側五mの範囲の地盤を平均三〇cm動取、コンクリート基礎と土台を表した。

(三) 参道敷石掘直し

①概 要

不陸、通りの乱れが生じている参道敷石を掘え直した。現状の敷石を精査し、掘付け高さ・位置を逐形に記録し、番付を付し、記録写真の撮影後、必要以上

に掘削しないよう注意を払いながら解体した。掘直しは所定の大きさ、深さに根切りし、砕石地盤を施し、良く突き固めたうえに遺形より定めた高さの不陸、出入りのないよう掘え直した。再用する石材は石材表面の汚れを洗い落とし清掃した。掘え方は、解体前の状態を調査して、原則として在来通りとしたが、地盤は所定の大きさ、深さに根切り後、砕石地盤とし、空練モルタルで掘え付けた。材料、工法は左記によった。

②地 業

イ、材 一 料

栗 石 …… 径二一―一八cm内外の硬質石

砂 利 …… 径五―二五mmの砂利または砕石

砂 …… 荒目勝ち、土気のない川砂

セメント …… ポルトランドセメントJIS規格品

ロ、調 合

モルタル …… 一対三

ハ、工 法

所定の深さ、大きさに根切りを施した後、クラシャランまたは栗石を小竈立てに敷き並べ、目潰し砂利を入れ、ランマーまたは大柄等で搗き固めた。現状の高さ、位置を基準に周囲地盤の高低差を考慮して、掘付け高さを定め、不陸のないように空練モルタルで掘え付けた。

③水盛遺形

参道敷石掘直し工事では、必要に応じ水盛遺形を設けた。

④埋戻・残土処分

各石掘付後は盛土を含めて地乗および掘石際はよく掘き固めた。不用残土は指示する方法で処分した。

⑤ 跡片付・清掃

諸工事完了後、仮設物を解体撤去し、工事場内を跡片付・清掃した。

(四) 危険木処理

敷地内の樹木のうち、別途指示する樹木の剪定、伐採を行った。敷地境界付近の高木を剪定する際には重機を用いたため、道路や歩道の敷石、石灯笼などを破損することがないように注意すると共に、見学者や通行人に危害が及ばないように、交通警備員を配置するなど十分な安全対策を講じた。敷地内部の高木の剪定で、重機が使えない場合は、人力により作業を行った。伐採及び剪定した枝類や幹などは、小口に切断して場外に搬出し、関係法規・法令に従い適切に処分した。切断した枝の口は、必要に応じて、トップジンペーストMなどで処理した。

(五) 石灯笼据直し

平成一二年自費修理で据え直さなかった石灯笼一四基を据え直した。解体に先立ち実測、写真撮影などの調査を終わらせ、解体は石灯笼に三つ又を組み、チェーンブロックを用いて、上部から順番に丁寧に解体した。各部分は破損しないよう毛布等を用いて養生を施し、欠損している白石はモルタル等で整形補修した後、各部分をコンクリート基礎と逆の手順でモルタルを用いて垂直に据え付けた。コンクリート基礎の材料、工法は五(2)に準じた。

(六) 管理棟改修工事

雨漏りの著しい屋根の葺き替えと内外部の化粧直し、電気・給排水設備の改修を中心に改修工事を行った。現状のカラー鉄板は解体し、破損した野地を補修し

て、アスファルトルーフィングを施し、ガルバリウム鋼板(○、四)一文字葺とした。軒先部分については特に破損が著しかったため、化粧部分を含めた木部を部分的に解体して破損箇所を取り替え、在来の通り組み立てた。外壁はクラック補修の上、下地処理を施し、アクリルシン吹き付け仕上げとした。また、腐朽が著しい事務室北側の戸袋は一旦解体し、破損箇所を修理して組み立てた。

床板・床組については、既存の床は部分的に補強を施してそのまま残り、仕上材を重ね張りした。受付と給湯室には事務室と同じ高さになるよう新たに床を設けた。雨漏りによって、剥離や汚損を生じた内部天井及び壁クロス張りはずべて張り替え、外回りの建具については断熱性の高いアルミサッシに取り替えた。老朽化が著しい電気配線・器具類は新調して給排水衛生設備を改修した。樋を新調し、建物周囲に雨落側溝を新設した。

主な改修内容は下記のとおりである。

- イ、屋根鉄板葺をガルバリウム鋼板一文字葺に葺き替え、軒廻りの破損箇所を補修した。
  - ロ、外壁はクラック補修及び下地処理の上、アクリルシン吹き付けとした。
  - ハ、給湯室、受付に板床を新設し、汲み取り式便所を水洗式に改修した。
  - ニ、事務室北面の窓を出窓に変更し、出窓下部にFF暖房器を設置した(暖房器具は別途購入)。
  - ホ、事務室北側の戸袋を一旦解体し、破損箇所を修理して組み立てた。
  - ヘ、内部の天井・壁のクロスを貼り替えた。
- ト、会議室以外の木製窓をアルミサッシに取り替えた。ただし、事務室東面の窓については、断熱性を考慮して既存の木製建具の外にアルミサッシを新

たに取付た。  
 内部建具を取り替えた。  
 リ、内外部の木部塗装を塗り替えた。  
 又、雨樋を取り替え、建物周囲に雨落鋼線（暗渠式）を新設した。  
 ル、電気及び給排水衛生設備を下記のように改修した。

- A. 既存①車二（一〇〇V一五A）では容量が足りないため単二三〇Aに変更した。
- B. aに併い給電機、分電盤を更新した。
- C. 各部屋の照明器具を取り替えた（事務室、会議室は住宅用照明。他は標準的な事務室仕様）。
- D. 受付・給電室に手孔を新設した。
- E. 給電室に冷庫専用コンセント、会議室コピー機専用コンセント、事務室にFデヒーター用コンセントを増設した。
- F. 事務室東側窓部にコンセントを増設した。
- G. 既存のコンセント・スイッチ類は原則として配線器具・ブレートを交換した。
- H. トイレを水変換し、ウォッシュレット専用回路を増設した。
- I. トイレ、給電室に換気扇を設けた。
- J. ポーチに格子高窓下より出ないように照明器具（和風ペンダント）を増設した。
- K. 老朽化した既存の外灯は取替えた。
- L. 屋根葺替にもない、テレビアンテナ及び配線の更新を行った。

外 壁……モルタル刷毛引化昼目地切り、アクリル弾性リシン吹付

- 出入口……スチールフラッシュ扉
- その他開口部……アルミサッシ及びアルミガラリ
- (三) 防火設備
- ①放水銃
- 地上型不凍テコ式八〇A×五五 $\phi$ 放水量六五〇 $\ell$ /分
- SUS $\times$ 四層板製 桃形指示缶塗装仕上 七〇〇×七〇〇×九〇〇
- 文字黄銅板WB仕上切抜き
- 放水ノズル 六五A 可変噴霧式 黄銅製メッキ品
- 消火栓弁四〇A四五度 回転式 黄銅製メッキ品
- 消火栓ノズル四〇A 可変噴霧式 黄銅製メッキ品
- ホーロー六〇A×十五

③消火用加圧ポンプ

エンジンポンプ一機  
 エンジン単独駆動片吸込給油ポンプ  
 口径二二五 $\phi$ ×揚水量一〇〇 $\ell$ /分×揚程〇・六八六MP  
 a（七〇mA） ※消防法に準拠した部品を取り付ける。  
 エンジン・水冷却セル 屋外排風式ラジエター冷却、寒冷地仕様、バッテリー式〇秒起動

別表 防災施設工事施工粘土区分

区 分・種 別	平成18年度	平成19年度
A 消火設備		
水槽及びポンプ室建築工事		
直接仮設工事	右記以外	仕上養生・整理清掃
土工事	全工事完了	
コンクリート工事	全工事完了	
型枠工事	全工事完了	
鉄筋工事	全工事完了	
既製コンクリート工事	全工事完了	
防水工事	屋根アスファルトルーフィング水槽内部水根打込み	左記以外
木工事	全工事完了	
屋根工事	全工事完了	
金属工事	ステンレス防鼠ネット・水槽屋根マンホール・ポンプ室マンホール	外壁下地下ラス・水槽ステンレスタップ
左官工事	床コンクリート金網、壁モルタル刷毛引・幅木モルタル刷毛引、軒天井打放面処理	左記以外
金属建具工事	全工事完了	
塗装工事	木部油性木材保護着色塗装	建具・外壁塗装
内装工事	全工事完了	
住上ユニット工事	内部機械基礎、タラップ基礎	地先協会ブロック・砂利敷
ポンプ室設備工事	圧力タンク・配圧タンク購入	左記以外
機械設備工事	放水銃及び付属品（4基）購入	放水銃基礎・同取付
配管設備工事	外船機設備	ポンプ室内部配管他
ポンプ室電気設備工事	照明器具・照度計・表示灯用電源箱・電灯分電盤購入	左記以外
屋外電気設備工事	右記以外	消火ポンプ起動盤取付
管理事務所電気設備工事	未施工	金工事
B 自動火災報知設備工事		
自動火災報知設備工事		
屋内設備工事	右記以外	受信機・電源用蓄電箱・天井改口加工費
屋外設備工事	全工事完了	
火災通報設備工事		
火災通報装置工事	火報通報装置・専用電話機購入	装置取付・ケーブル類

1. 工事にともない既存の屋内放送設備配線は日替設し、工事完了後復旧した。  
 m. 電話配線を更新した。

1-0 防災施設工事

(一) 概要  
 防災施設工事は平成一八年度からの継続事業として、断所全体をカバーするため、放水銃を鎌倉北東角に一基、西断所西面に二基、断所西面・東面にそれぞれ一基ずつ、計四基を設け、これに水を供給する地下貯水槽（五〇 $\phi$ ）とポンプ小屋（内部にエンジンポンプを設備）を駐車場の公衆便所北側上建設し、給排水配管を敷地内に敷設した。また、各建屋に自動火災報知設備として、空気管と差動式分相型感知器及び差動式スポット感知器を取り付け、これらの機器を集中管理する受信機、火災通報装置を管理事務所に設置した。主な工事年度区分は別表の通りである。

(二) 建築工事

①概 要

地下に容量五〇 $\ell$ の鉄筋コンクリート製水槽（基礎及び立上り壁コンクリート一体打付）を設け、上部に鉄筋コンクリート流のポンプ室を設けた。形式規模……一四二五 $\phi$ 、軒高二七八 $\phi$ 、切妻造  
 主構造……鉄筋コンクリート造  
 屋 基 礎……鉄筋コンクリート（貯水槽底盤兼用）  
 根……鉄筋コンクリート、木下地塗装溶融亜鉛メッキ鋼釘

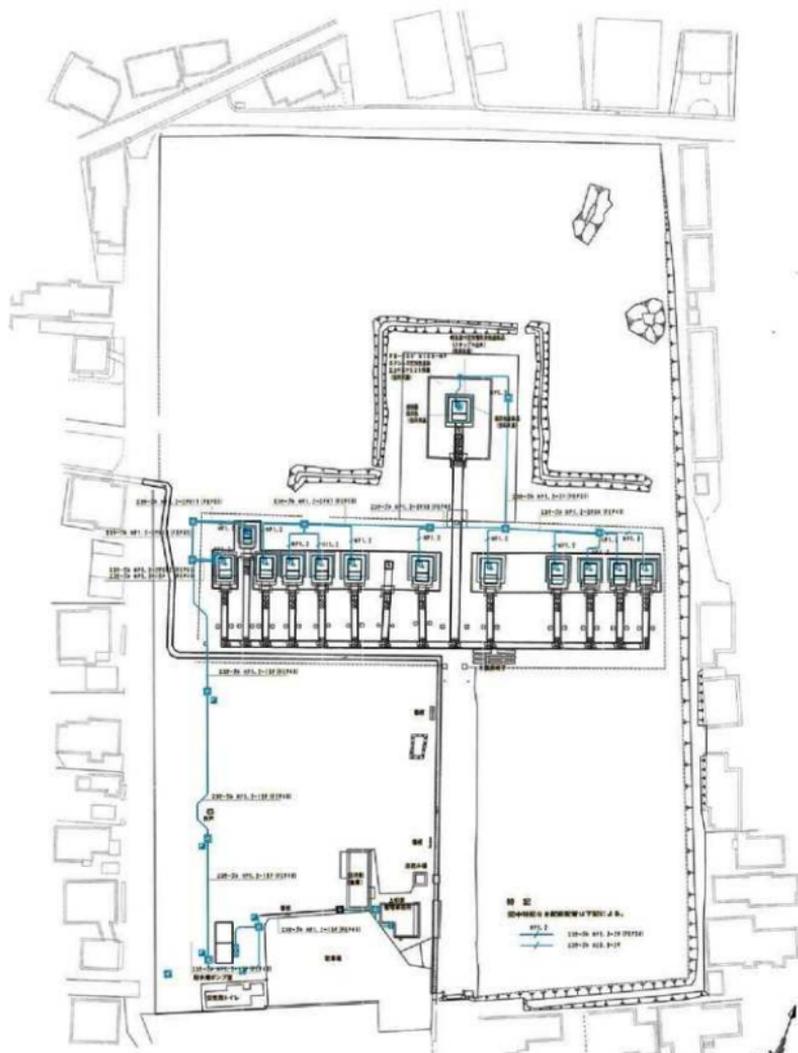
(四) 自動火災報知設備

①概 要

機器類は消防法に適合したものを使用し、空気管は周囲と同色（指定色）の塗装を施し、分布型感知器は木製収納箱に納めた。外部、軒廻りは空気管、小屋裏はスポット型感知器としたが、小屋裏に入れない建物については、内部天井にスポット型感知器を取り付けた。

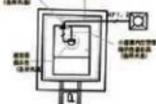
②主要機器

- 差動式分布型感知器……………二種 露出型
- 差動式スポット感知器……………二種 露出型
- 空気管……………銅管（指定色）塗装
- 総合盤……………P型一級 防雨型
- 受信機……………P型一級 一五回線



建物平面図

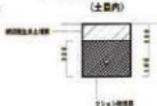
※本図は、本図に示す設備の設置位置を示すための図であり、実際の設置位置は、現場の状況により変更される場合があります。



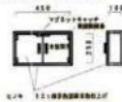
ケーブル経路図



ケーブル経路図 (土室内)



自動分岐型感知器収容器設置図



第11図 防災施設工事 構内配線図





## 第三章 発掘調査

### 一、調査の概要

今回の発掘調査は、史跡の環境整備及び防災施設工事に伴うものであり、工事に先立って実施した。

遺構が検出された場合は、現状保存を前提とし工事の際も破壊しない工法で施工するものとした。また、立木や現存する井戸跡等に影響を及ぼさないコースを選択し調査範囲を決定した。

環境整備に伴う箇所は第一図で示す、T-18、T-17とA-T-1、D-T-1の地区で総面積は二二平方メートルである。防災施設工事箇所については、同図で示すT-1、T-7の地区で総面積は三八平方メートルであった。これらの他に防火用貯水池に流れ込んだ土砂を除去した。

環境整備は、主として南東部の木構設置や空堀の復元及び流注工事に伴うものであり、昭和六二年にも保存管理計画策定案として、発掘調査を実施している。それから、二十数年の歳月が経ち土砂等が堆積したことから、空堀の復元工事を併行して実施した。

防災工事は、ポンプ小屋基礎や排水管理施設工事によって、掘り下げられる範囲について実施した。第一図のドット・スタリントーン箇所は、平面図で示した遺構検出箇所であり調査期間、調査体制は次のとおりである。

○T-1 調査区  
井戸跡を含む調査区であり、凝灰岩を削り貫いた井戸跡が現存する。この西側に位置し、幅一メートル、長さ五五メートルの範囲である。第二図で示すように、井戸周辺を拡張して調査を実施した。その結果、井戸の排水施設は使用したと考えられる可燃物や、凝灰岩質の切石が検出された。さらに北方部からは、深さ三〇センチ地点から同図で示した、内耳取手付土鍋と灯籠宝珠が出土した。土質はT-1と同様であり、遺物の出土は遺構確認面であった。内耳取手付土鍋の出土した地点は、小堀焼土が確認された。この他に遺構は確認されなかった。

遺物の年代としては、内耳取手付土鍋は中世・近世初期、宝珠は現存する灯籠と同一の石材と形骸から、墓所に伴う遺物と判断される。第六図からすれば、東側に設置されていたものが混入して残存したと考えられる。内耳取手付土鍋は、造営期の可能性が高いが、墓造層からの出土であり、造営以前の可能性もある。

### ○T-2 調査区

廟所跡が位置する西方端部であり、杉の大木を避けたことから折れ曲がった調査区である。第四図で示す様に、小堀を敷き詰めた遺構が深さ三〇センチの面から検出された。上面には、方形の切石があり、敷き詰められた石の状況を考慮すれば、灯籠を設置するための根固め石と考えられる。しかし、第六図からはこの範囲に遺構があったとは考えられない。絵図面は一八七七年のものであると

- (一) 平成一八年度調査
- ・ 調査期間 平成一八年九月二六日～同年十月二日
- ・ 調査箇所 T-1、T-18、防火用貯水池、排水管理施設箇所
- ・ 調査面積 三四四平方メートル

- (二) 平成一九年度調査
- ・ 調査期間 平成一九年九月一八日～同年九月二十日
- ・ 調査箇所 T-19、T-17
- ・ 調査面積 三三平方メートル
- (三) 調査体制
- ・ 調査総括 村野隆男
- ・ 調査担当 手塚 孝
- ・ 調査主任 菊地政信

### 二、検出遺構

今回の調査から検出した遺構群については、第二図(第五図)に示した。これらの遺構群は、第六図に作成した「御前所絵図」との重複箇所を参考して、各調査区別に述べる。

### ○T-1 調査区

第三図で示した範囲であり、貯水池とポンプ小屋が建設される箇所である。南北十メートル、東西六メートル、深さは四センチ掘り下げた。出土したのは、杉を伐採して残った根の部分が一箇所であった。遺物は認められなかった。土質

から、それ以後の遺構と推測される。十一代徳川廟の設置に合わせて建立したものとみられる。

### ○T-4 調査区

廟所西側建物の北方に位置する箇所である。一八七六年に鎌倉廟の造営によって、特に北方部の一帯は新に盛土された状況を示していた。このトレンチからは、遺構や遺物は認められなかったが、掘り下げる際には固く締まった版築層であり、一定の厚さに粘土が敷き詰められていた。第四図のT-4四セクション図で示す様に版築層の平面には、切石が散乱しており、灯籠等の破片も考えられる。

### ○T-5 調査区

第三図のT-5遺構平面図で示す様に、第一図のT-1五トレンチ配置図の砂目スクリーントーン箇所には、大形の切石が確認された。階位は西側の箇所と同様であるが、より多くの切石が埋没していた。理由は前述したとおりと判断される。

### ○T-6 調査区

鎌倉廟の東側に位置し、一般の出入りを禁じている区域である。第一図で示す二箇所から、遺構が検出された。

北方のT-6A地点からは、第二図で示すもので、川原石を方形に敷き詰めた形状の遺構が検出された。寸法は、南北一九メートル、東西一メートル外周を、大きめの川原石を用いて整然と配置し、内側をやや小ぶりの川原石や小礎で覆うのを特徴とする。東西に六十七センチの空間を配置して連続して続くものと推測される。

また、三メートル四方箇所のT-6Bと同一地点からも同様な遺構が確認され、両者は並行して東西に延びると判断される。第四図のセクション図で示すように

両者の間には、落込みが認められることから、溝が存在していたことを示していた。  
 一層、三層まで人工的に盛土して成築しており、二層が粘土層であった。表土は砂利層の撥入土で、最下層の三層が整地層である。整地層は旧表土と考えられ、この面から遺構が検出された。

第六図から考慮すれば、現在の鎌倉厩周辺には、堀を伴った二列の灯籠が配置されており、今回の調査で検出したT一六の遺構群は、灯籠を建立した根拠と判断される。落込みは、排水路と解釈され、創建当時の整地層に盛土して、護階一帯を建設したことを表している。

○T一七調査区

西側のT一四・五調査区と同様に切石が散乱していた。東方箇所には、大形の川原石が認められた。この川原石は、第六図から判断して水路に関連するものと考えられる。

○T一八調査区

排水路の状況を確認する目的として、実施した。第三図版で示す様に上部に二十センチ程度の埋土があり、直下に大形の川原石を配置した排水路を確認した。この段階の調査に留め、排水路箇所は取り除かず現状に復した。

○T一九調査区

世子顕孝廟参道整備に伴う調査であり、平成十九年度に実施した。現状の参道下面、二十四センチの箇所を第五図で示す遺構を検出した。参道の南東に扁平の川原石を南北方向に十個配列している。

規模は、全長六、一メートル、間隔は二十七センチで八間、南端部だけが隣接するようにになっている。石の大きさは、長さは推定五十センチ、幅は三十、

五十七センチの平均四十七センチである。

整然と配置された遺構は、拝殿の礎石と考えられる。第六図では九代治憲廟は建立されていないが、その後の文政五年（一八二二）に建立することから従来の拝殿の西側に増築した部分と推測する。

○T一調査区

前述した調査区の東に位置する、九代治憲廟参道整備に伴う調査として実施した。検出した遺構は、第五図で示す状況であり、両方部の二個の川原石は点線で示した関連をすることが、配置から推測される。北方の二個の川原石は、治憲廟に接続する礎石の可能性がある。

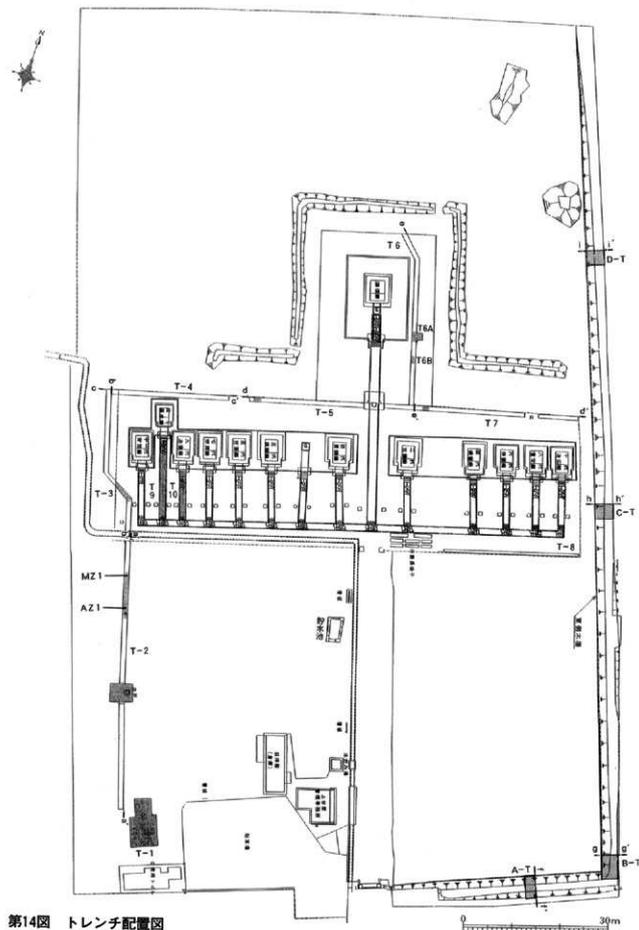
間尺は、南北三尺、東西三尺と推測されるが、拝殿の全容は限られた調査区であり、明確にできなかった。

○A-T、D-T調査区

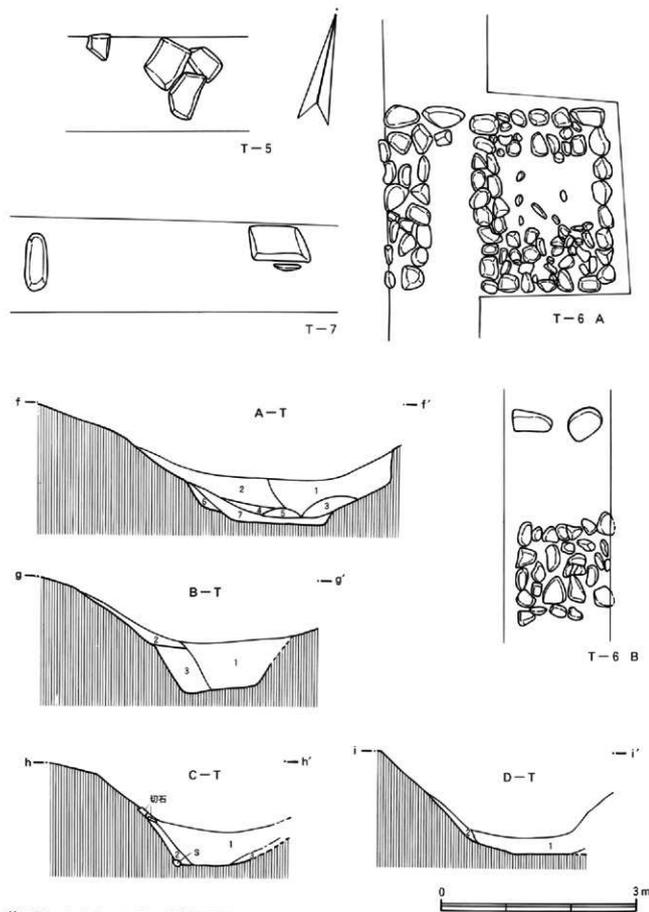
木構の設置や堀の整備に伴う調査である。堀は、第三図のセクション図で示す様に、一と表示した層が後面に投げ込まれた堆積物であり、現代の遺物で占められる。他の二・七層は上部からの流れ込みや自然崩落による堆積土であった。四箇所とも、底面は粘土質の土で固く叩き締められていた。南方部は創建期の形状を留めているが、東方の特に北方部は削平が認められた。

三、出土遺物

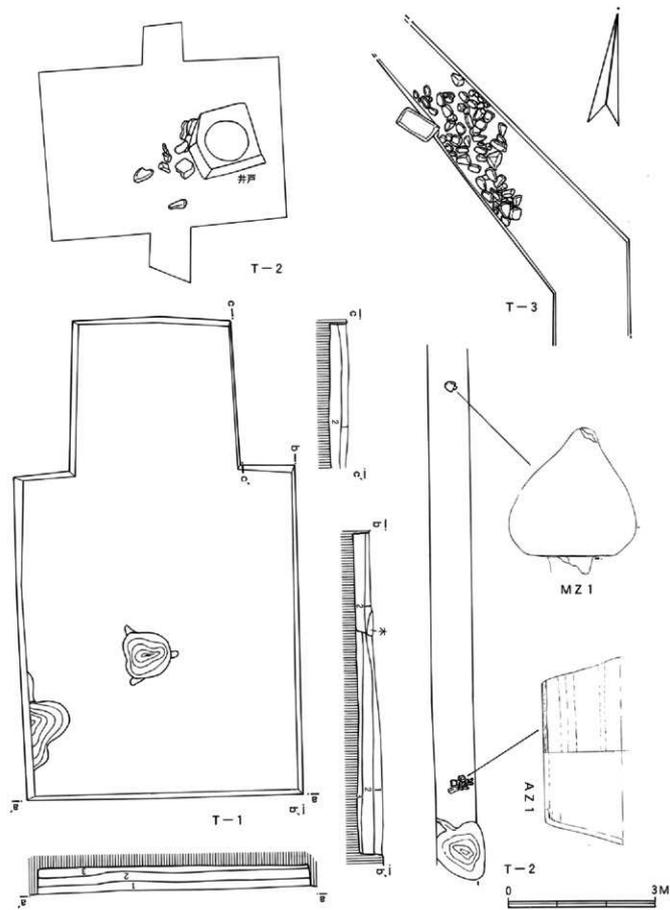
堀の堆積土から出土した。現代の遺物を除き、今回の調査で出土した遺物は、内耳取手付土罎（MZ1）一点と、石灯籠に伴う宝珠（MZ1）一点であった。



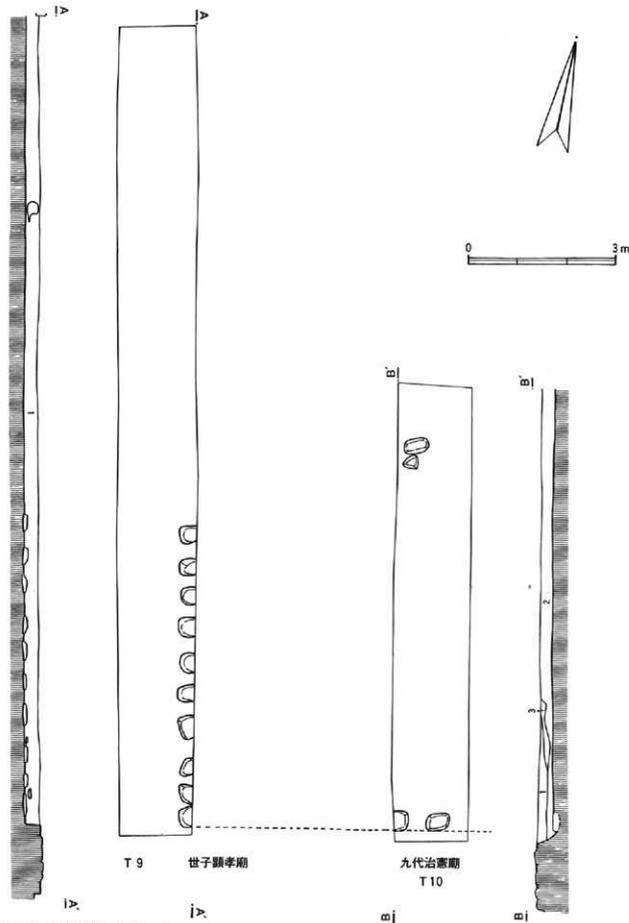
第14図 トレンチ配置図



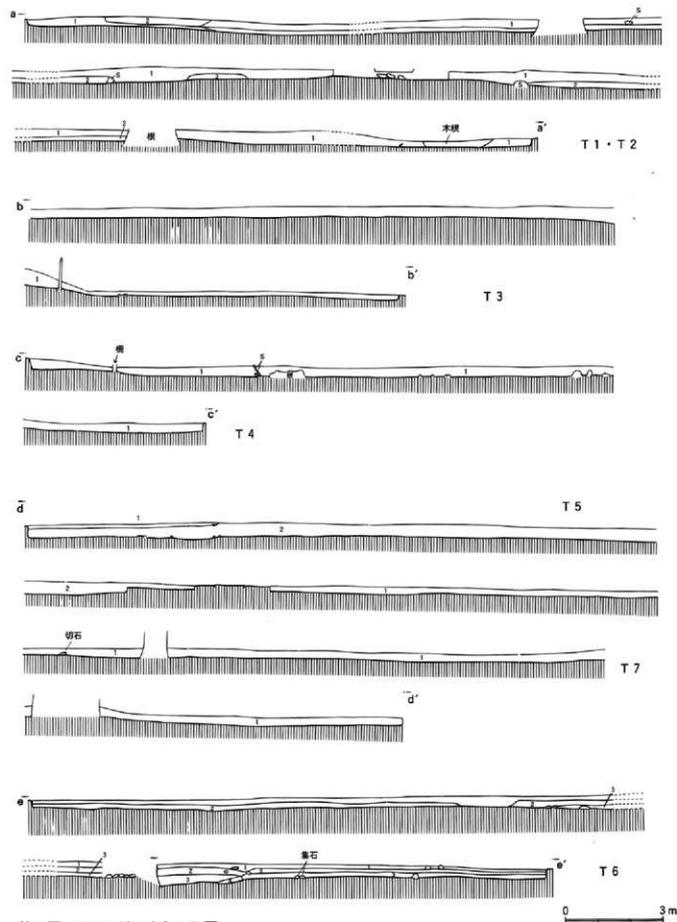
第16図 セクション図、遺構平面図



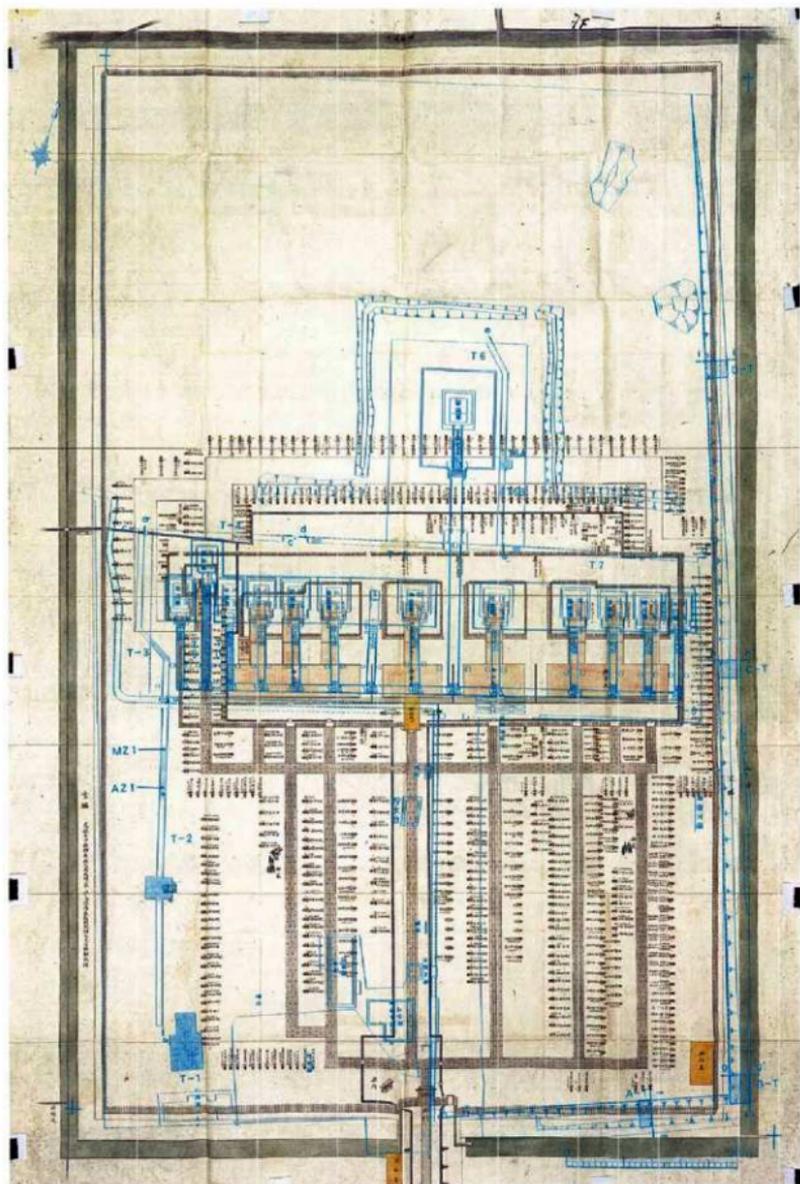
第15図 トレンチ遺構平面図



第18図 参道遺構平面図 T 9・T 10



第17図 トレンチセクション図



第19図 文化14 (1817) 年「御所絵図」(法音寺蔵) トレンチ配置重複図



▲T-1区調査区全景（南方から）



▲T-2区調査状況近景（南方から）



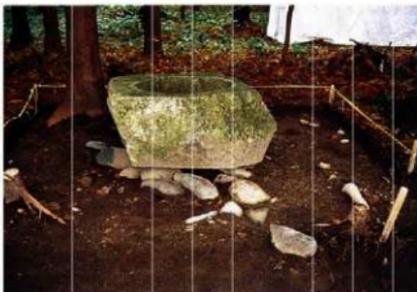
▲T-1区掘り下げ状況（南方から）



▲T-2区井戸跡付近調査状況（西方から）



▲T-2区調査状況（南方から）



▲T-2区井戸跡近景（西方から）

第20図 上杉家墓所発掘調査



▲T-3区調査状況（南方から）



▲T-5区西側調査状況（西方から）



▲T-3区礫出土状況（南東から）



▲T-7区東側調査状況（西方から）



▲T-3区礫出土状況近景（西方から）



▲T-7区東側調査状況近景（西方から）

第21図 上杉家墓所発掘調査



▲T-6区調査風景（北方から）



▲T-6B区石灯籠下部根固石確認状況（南方から）



▲T-6A区石灯籠下部根固石確認状況（北方から）



▲T-6A区石灯籠下部根固石確認状況（西方から）



▲貯水池調査状況（北方から）



▲T-8地区調査状況（西方から）

第22図 上杉家墓所発掘調査



▲A-T区発掘前の風景（東方から）



▲B-T区調査発掘前の風景（南方から）



▲A-T区発掘風景（西方から）



▲B-T区発掘風景（南方から）



▲A-T区セクション状況（西方から）



▲B-T区セクション状況（南方から）

第23図 上杉家墓所発掘調査



▲C-T区発掘前の風景（南方から）



▲D-T区発掘前の風景（南方から）



▲C-T区発掘風景（南方から）



▲D-T区発掘風景（北方から）



▲C-T区セクション状況（南方から）



▲D-T区セクション状況（南方から）

第24図 上杉家墓所発掘調査



▲世子顕孝廟参道調査状況（南方から）T-9



▲9代治憲廟参道調査状況（南方から）T-10



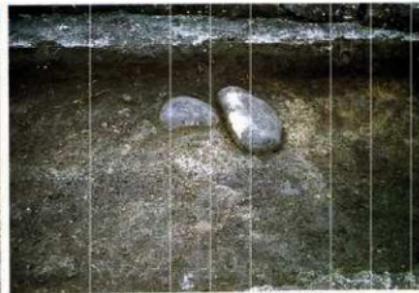
▲同上（北方から）T-9



▲同上（東方から）T-10

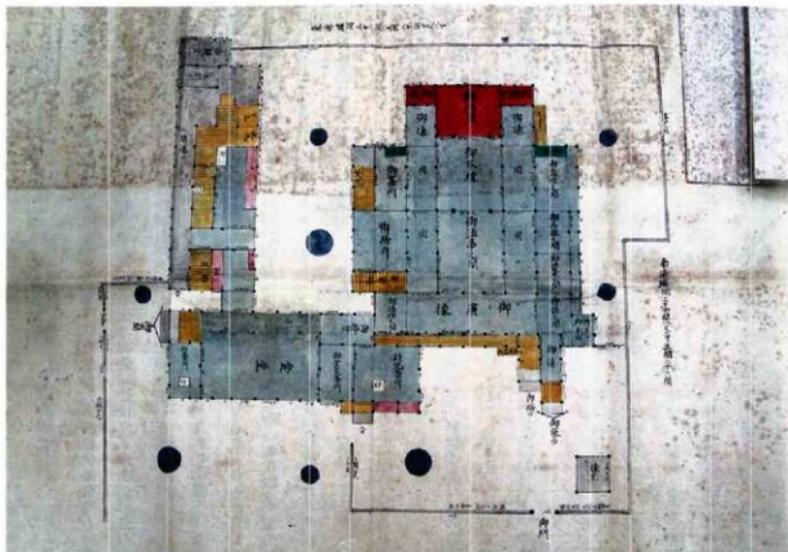


▲世子顕孝廟参道セクション状況（西方から）T-9



▲9代治憲廟参道セクション状況（東方から）T-10

第25図 上杉家墓所発掘調査



第26図 「御堂絵図 并御再建御何書案入」嘉永三年(1850)

## 第四章 近代における上杉家廟所の変容

上越教育大学 浅倉有子

### 一、はじめに

今次の上杉家墓所保存修理工事の実施と報告書の作成に際し、上杉家現当主の邦憲氏及び米沢市上杉博物館の特別な御厚意によって、同博物館に寄託されている「上杉家寄託資料」を閲覧する許可を得た。「上杉家寄託資料」は、従来そのほとんどが紹介されていないが、これまで不明であった明治九年(一八七六)の家祖上杉謙信の閑宮建築や、御廟所の現況に直結する昭和前期の大改修の内容が判明する史料などを含む極めて貴重で希有な史料群である。これらの諸史料は、御廟所をめぐる数々の疑問を解き明かすばかりではなく、御廟所の今後の保存と将来の修復のための貴重な基礎史料となると考えられる。したがって、本稿においては、閲覧した史料の分析を中心に論じることとする。

以下、紙幅の許す範囲で、「上杉家寄託資料」の分析から判明した近代における上杉家廟所の変容と、それに直接的な影響を及ぼした閑宮の建設、米沢城内における御堂などの諸問題について論じていく。

また、特に断らない限り、「上杉家御年譜」は、米沢温故会編「上杉家御年譜」(原書房、一九八八年)を用い、それ以外の史料は、「上杉家寄託資料」を典拠としている。なお、判読しにくい引用史料の一部には、読み下し文を付した。

## 二、御堂の構造と閤宮への遷座

近世において、米沢城本丸の東南隅にあった御堂は、上杉謙信の遺骸と歴代藩主の位牌を祀る最も神聖な場所であった。この御堂に勤仕するために、二の丸には徳化庵、御堂寮と称された真言宗の講寺院がおかれた。

第26図は、嘉永二年（一八五〇）の「御堂絵図」并御再建御書寮入」である。前年十二月の火災によって御堂の上屋が焼失したので、上杉家は、幕府に対し「右様如元御書寮仕度奉願、石構を元の如く普請仕りたく願ひ奉り候」と、従前と同様の御堂の再建を願い出した。図一は、その申請に際して作成された絵図である。西側に御堂の入口が設けられ、中央部に西から御堂像（龜、御法事之間が位置し、その奥に御本がある。最奥は御内陣で、この地下に後述する謙信の遺骸を安置する石室が設けられていた。

しかし、明治維新後に新政府が進めた神道國教化政策の影響によって、明治三年（一八七〇）、神仏の混淆を正し、「崇佛」を實現することを目的として、二の丸の諸寺院は移転を命ぜられ、あるいは廃寺とされた（「上杉家御書寮」明治三年閏十月、十二日誌）。

かわって御堂は「今般思召ヲ以テ謙信公、藤山公御崇奉ノ爲、今朝日御堂ニ於テ御神祭御執行（「上杉家御書寮」明治四年八月二十九日誌）と、仏式から神式に改めた祭祀の場となり、同四年八月二十九日、能化樂であった大森寺智願と渡田記一郎により初めて神祭が執行された。翌同五年上杉神社の神号が認可され、さらに異社として認められた。当初社殿はなく、御堂が代用されていたが、明治七年、上杉神社の社地を米沢城の中央に移し、新たに神祭を造営する計画が持

所ヲ得サレハ移スニ至リ、其所ヲ得レハ後世必ラ移スノ事ナシ、（中略）、依テ御代々様ノ御墓所へ安奉ルハ、則其所ヲ得ルナリ」と、将軍の意を払拭するために、御願所への遷座が公式に発表されたのは、翌同九年五月になってのことであった（「上杉家御書寮」明治九年二月「日誌」）。また、「越後・会津・前關ト御遷座ニラフヤ、然ラハ、武蔵公御遷座ハ勅カスヘララルノ理ナシ」と、春日山から会津、米沢へと移送された歴史的経緯をふまえ、武蔵公（謙信）の遺骸を移すことに支障はないとの見解が示されている。

移送に際しては、棺を安置した御堂地下の石室の構造を事前に知る必要があった。以下に示すのは、唯一存在した石室の仕様を記述した一書類（明治八年従一月日九年五月迄米沢留）である。近世における大名家の墓の構造が知られる貴重な史料である。

### 〔史料〕

#### 御堂御内陣御仕置

御内陣ハ二間三二間ナリ、其中央御公御サ七尺幅リ、最下二古瓶クツ并元御地一形御座所、砂納箱、其真中二地鎮之箱置置、此南北二縁後春日山ヨリ伝来之切石、瓦納之、其灰并清淨ノ砂五斗バカ、其上切石一枚スネ、其上厚サ一寸位、シツクイニテ塗り、其上切石四枚並へ、其上堅石枚箱形二立也、高四尺一寸、厚ミ九寸、其外廻リシツクイニテ塗ル、シツクイノ厚ミ一寸五分位、尤御箱石十六枚也、御箱之内寸法、尺九寸四方也、其シツクイノ外切石三十二枚ナリ、厚キコト七寸位、其外ケシツクミラツメル厚サ七寸位ナリ、其中工御座奉入、御蓋石八枚也、厚サ一尺二寸五分位、長尺六寸、是ハ南ヨリ

ち上がった（「上杉神社誌」近代編）。この計画に際して問題とされたのは、御堂に安置され、崇敬の対象となっていた謙信の遺骸と、その祭祀のあり方であった。

千坂・甘粕旧藩重臣たちの合議の書では、新社殿建設に伴う御堂の遷葬が議論された。次に示す「史料」は、同八年、月付けの池田成章の書簡の一部である（明治八年従一月日九年五月迄米沢留）。

### 〔史料〕

撰文社立替候様、付是迄御堂トハ通ビ西向・北向ハ不自然、東・南ヲ内正面ニ建立可然トノ沙汰一談候、南ハ地面毛狭ク且ツ不便宜ナリモ、御書寮西向ニ御埋葬ニ相成候様、ハ堂を東向ニシテハ御本骸東向キニ被成候儀二付、無止毛禱被為向候ハ無疑ニ付、因ノ如ク地致候外者之間敷、以下略

新社殿は、仏式に異なり東か南を正面として建築しなければならず、そのため御堂（祠堂）も向きを変えて建築しなければならぬという。謙信の遺骸は、西方浄土の方向である西向きに埋葬されている。上屋の御堂を東向きに建築すれば、遺骸に対して後ろ向きになってしまう。したがって、横向きとはなりましたが、第27図のように竪の一部を理め立てて、南側に洋札所を設ける形で上屋を建築するという案が出されたことがわかる。この案に対して、「稲柳ノ儀切方正シスル」と、地中の相付面の方位を変えよという案が出され、池田はこの案に賛意を表している。すなわち、明治八年初めにおいては、御願所への移送と閤宮建設は議論されておらず、御堂の遷葬の中心になっていたのである。「特に

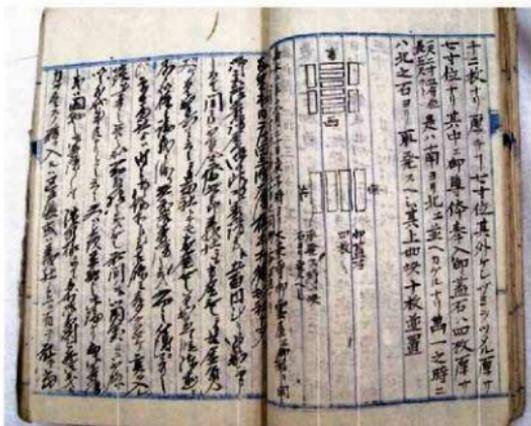
北エ並ヘカケルナリ、万ノ時ニハ北ヨリ取發スヘシ、其上此十枚並置史料に添えて、因りに掲げた略図が示されている。六坪の御堂内陣の中央地下に七尺（約メートル二七センチ）の長さを持ち、最深部に古い版の間に「元御地影御座所」の砂を敷き、地鎮のための船形埋められた。謙信が死去した時に、その遺骸甲冑を着したまま葬納られ、春日山の不識塚に安置されたので、「二口振タス」は、この奥の墓とも考えられる。またその上には、春日山から伝来した二枚の切石が置かれ、さらに版と「清淨ノ砂」を五寸（約一五センチ）の厚さに敷いて切石一枚を置き、一寸程深狭で塗り固めた上に切石四枚を、高さ五尺一寸（約二四センチ）厚さ九寸（約七センチ）の堅石を四枚箱形に立てるという整齊なものであった。その中に約二尺九寸（約八七センチ）四方の石箱が置かれ、さらに漆喰や消石灰、切石で保護し安置してあることがわかる。蓋石は、第28図に示したように、長さ五尺（約メートル五二センチ）厚さ二寸五分（約七センチハミリ）のものを四枚南から北へ並べ、その上七枚の切石が置かれた。万一の時は、北の蓋石から取り外すようにとの指示も見える。

同様な石室をもった墓所としては、寛永十三年（一六三六）に死去した初代仙台藩主伊達政宗のものが知られている。理風殿、伊達政宗の墓とその遺品。政宗の石室は、蓋板の切石を組合せて造ったもので、内法は長約一八二センチ、短約約一八二センチの長方形、石室の深さは約一四五センチであるという。使用された石の数は、蓋石六個、側壁石三個、底石九個の計四八個ある。石室を設ける墓の遺構は、十七世紀前半の大名墓に共通するものだろうか。この点については、今後の検討課題とした。

前述のように、御堂地下の石室と石製の「御箱」は、切石が何層にも取り巻き、



第27図 御堂建替え案 (「明治八年従一月日九年五月迄来状留」)



第28図 御堂石室の蓋石の配置 (同上)

さらに砂、炭、漆喰などを何層にも敷き詰めた極めて堅固な構造であった。これは、以前検討した八代藩主重定・九代藩主治憲(鷹山)の埋葬方法とは異なるものである(「史跡米沢藩主上杉家墓所保存管理計画策定報告書」、他)。重定・治憲の場合、土壌中に炭の粉を敷いて木柵を掘え、木柵と柵の間に赤土・小砂・石灰を詰めて突き固め、棺上部も同様突き固めた上で柵の蓋を釘打ちして、さらに上部に炭の粉を敷いて土で覆うという方法で埋葬されたこと、文献史料には記述

粉を多用したことが、その後墓壇に空洞が生じた原因とされている(「史跡米沢藩主上杉家墓所保存修理工事報告書」上巻)。石室が設けられ、幾重にも廻らせた切石や漆喰で覆われた隣接の埋葬方法に比較すれば極めて簡便な方法で埋葬されたことになる。家祖鎌信に対する崇敬の念が顕著に見て取れるとともに、藩財政の問題もあり、重定らの墓壇には石組みによる補強等がなされなかったものと推定されよう。

なお、御堂の内陣の入口の扉は、後述するように封印が施されており、上杉家の最も神聖な場所として人の出入が遮断されていた。

さて、御廟所への遷座に際して工事の総括を任せられたのは、前述の池田成章であった。池田は、絵図面等によって仕様を東京の上杉家に確認し、また「御石室ハ旧石ヲ其儘相用可申哉、又ハ新規ニ致シ可申哉(御石室は旧石をそのままい用い申すべきや、または新規に致し申すべきや)」、「御石室之寸法大概何程ニ而可承哉(御石室の寸法大概いかに承るべきや)」「明治九年七月(日誌)」と、御堂の石室の石材を転用するかどうかや石室の大きさなどを問合せ

ている。

これに対し、上杉家は、「石窟ハ古物相用度（石窟は古物あい用いたく）」と、  
閏宮の石室に御堂の石材を転用すること、墓石は「生キ石二面高サ五尺、台ハ切  
石武重二面可然」と、高さが五尺（約一五二センチ）の「生キ石」（自然石の意  
か）を用い、台は切石で二重にすることを指示している。

同じく「御本堂扉ノ事、元御堂ノ扉ハ誠ニ善美ヲ尽セシ品ニ有之」と、善美を  
尽くした御堂の扉を閏宮の外扉として転用すること、あわせて内陣の扉も同様に  
転用したい旨が伺い出されている（明治八年従一月日九年五月迄未状留）。た  
だし、内陣の扉には「御印封」が施されているので、その解除と、遷座までの間、  
仮で仮の扉を内陣に付すことの許可があわせて求められている。したがって、閏  
宮の建築に際しては、御堂の石材や扉が積極的に活用されたことが知られる。

また、上層については、「神仏混同ニ至リ不都合ニ有之間敷哉トノ御懸念（神  
仏混同に至り不都合にこれ有るまじきやとの御懸念）」と、神仏混同と評される  
ことが懸念されたが、「武尊公斗上屋ナキニテハ些ト不体敷ニ相見ヘ候」と、他  
の御堂屋との釣り合いが取れないので、「仮リニ上屋ヲ懸候様ニトノ御懸念」と、  
仮屋のような簡便なものとし、将来の撤去が可能で、手入れも不要なものを設け  
ることが指示された（明治九年七月「日誌」）。

今回の保存修理工事によって、献納された石灯笼が、景勝朝などの基壇石材や  
鎌倉閏宮の基壇、構礎石などとして転用されていることが確認されている（史  
跡 米沢藩主上杉家墓所保存修理工事報告書「上巻」文化十四年（一八一七）  
の「御廟所絵図」（法音寺蔵）に見られるように、御廟所内には上杉家臣団が献  
納した石灯笼が多数存在していた。しかし、明治初年においては、これらの石灯

籠は整然と配置された状態ではなく、「石燈過半顛覆散乱致候」（明治九年七月  
「日誌」と、多くが転倒したまま放置されていたという。そのため、義社社長の  
原三左衛門から、旧家臣団に「各家保存之御目途無之候ハ、於義社取片付可致  
旨」と、各家で引き取らない石灯笼を義社が片付ける旨の通達を行ったことがあつ  
たという。工事責任者の池田は、そのよきな「破壞頗ル極メ」た現状に対して、  
「御先代御墳陵建築致候都合ニ付、各家御別意無之候ハ、石燈籠ヲ以石埋ニ相  
用度候（御先代御墳陵建築致し候都合につき、各家御別意 ことなく候はば、石獻  
燈をもつて石埋にあい用いたく候）」と、鎌倉期の建設に際して石灯笼を石埋の  
材として用いる旨を通達している。

閏宮の工事は、明治九年七月二十九日に着工、同年十月八日には、東京から第  
二代藩主上杉斉憲らを迎えて遷座式が挙行された（明治九年九月「御下向中日  
帳」、他）。起工から約一カ月という短い工期で閏宮の建設とそれに伴う諸工事は  
完了したのである。

### 三、大正八年大火以降の御廟所の変容

#### 一 伊東忠太の提言

大正八年（一九一九）五月十九日、館山口町から出火した火災は、風速一五  
メートルの西北の強風に煽られて市内の三〇町余を焼き尽くし、焼失戸数一〇  
七戸、焼死者一名、被害額四〇〇万円という大災害となった（『米沢市史』近  
代編）。この大火によって、上杉神社、上杉伯爵邸は共に焼失した。同六年にも、  
二、二九四戸を焼失させた大火が発生したばかりでの惨憺であった。

連続した大火の経緯によって、米沢博物館築本館（現米沢資料館）は鉄筋コンクリート二階建てのモダンな建物として、米沢市庁舎は木骨鉄筋コンクリート造りで通りに化粧煉瓦を貼付けた建物として再建された（米沢市史「近代編」また、トタンや瓦といった不燃性の用材によって屋根を修葺する屋根取換令が助行された。

上杉神社の再建事業は、同年十月に地鎮祭、同年四月に遷祭を挙行し、同年四月に完成、同年十五日に遷建祭が執行された（上杉神社史）。竣工費は、米沢市の一般会計予算二万九千八百四十九円を上回る三万五千七百四十九円、それと揮霍費や設計監費、式典関係費を含め、総事業費は四十六万五千五百円余に上った。上杉神社の設計を担当したのは、当時帝國大学教授の職であり、平安神宮、明治神宮などを設計で知られる米沢出身の工學博士伊東忠太であった。

また、建坪五三〇坪余の大部宅を焼失した上杉伯爵邸の再建工事は、同年七月に始まる、同十一年に完成した。設計を担当したのは、やはり米沢出身の建築家で、同八年に上杉家当主となった憲孝と共にイギリスに留学した中條精一郎で、前述の伊東忠太にも意見を求めたとされる（米沢市史「近代編」）。上杉家邸所もまた、大火による影響を受け、従家の姿を奪っていくことになる。

以下本節では、大正八年の大火後の上杉家邸の要容を、「上杉家委託資料」によって明らかにしていく。あわせて、以前執筆した「史跡茨波藩主上杉家邸所保存管理計画策定報告書」の論議を正していく。

さて、次史料は、上杉家の「日記」の大正十年五月二十六日の記述である。当時上杉家では、米沢本館（鶴鳴館）と東京別邸でそれぞれ改修日記が作成されていた。

### 3 御宝室内も一度ずつ清掃すること。

すなわち、伊東は、墓所であること、改修が困難であることを理由に、御宝塔・拝殿を共に撤去することを務めを見据えた良策とし、次節の策として、「通拝殿」の設備と場所の移動、御宝塔・屋根の銅板葺と「御宝拝殿」のトタン葺を提言しているのである。

御廟所の改修に関する伊東の見解を受けて、同年六月十日、中條・伊佐早の両相談人が、「御廟所拝殿屋根様式の義二様移設」を行った（同前）。その後も伊東は、「岩田御殿扶には伊東博士を内して御廟所を検査し、関者初め御宝塔屋根銅葺改修に同意見を徹したり」（同前）大正十一年八月四日参り、謙信閣宮を初め、各所の銅板への葺替についての意見を述べている。伊東の提言は、前述の大火の経緯を踏まえてなされたと考えられ、上杉家への提言に促って木羽葺から銅板葺への葺替を実行したのである。

同様の事故として、伊東の設計により再建された上杉神社の本殿・拜殿・拝殿・神門・神輿命などの屋根が銅板葺、神講所・祭器庫などは瓦葺であったことがあげられる（上杉神社史）。再建にあたって、伊東が不燃性の用材を積極的に用いたことがわかる。

また、同時に再建された上杉伯爵邸（現上杉記念館）も銅板葺であった。前述のように、伯爵邸の設計を担当したのは中條精一郎で、伊東も意見を述べた（「米沢市史」近代編）には記述されている。しかし、上杉家の「日記」からは、本邸再建工事で伊東の積極的な関与が見取れる。伊東は、「御本邸御寶塔御殿、伊東博士の第二平面図に依る板張り設置候矣、二十七日博士実地検分、多少修

### 【史料3】

伊東工學博士再建工事視察として米中なるを獲とし、御廟拝殿并に御宝塔の屋根、又ハ屋根修繕等に付き実地検分の上意見を徹したり、博士の意見左の如し

拝殿は、現在の場所より後方北へ一間許り移し通り拝殿をなし、式典の板敷を設ける可也。御墓所としては設拝殿撤廃と、方室当なり御宝塔の屋根は銅葺とし、御宝塔拝殿の屋根は小形葺トタンとし、銅と白色の錆止めを塗りて行然も、御宝塔并に拝殿共に麻朽し居り、これが改修不修二付、葺之共撤廃して石塔となされ、御塚を修理し、遠近の石欄を設ける、方水高の良策なるべしとの事なりし、尚御宝室内も年に一度つは掃除たるべしとの注意ありし

右に示したように、上杉神社再建工事の視察のため米中の伊東忠太に、御廟所の拝殿の御宝塔現状、屋根の修繕についての意見を求めたことがわかる。御廟所の築成を検査した伊東の見解は、以下のようのものであった。

1 拝殿は現在地より後方の北側、一間（約一・八メートル）程へ移転して「通拝殿」として、儀礼の際には板敷を仮設する方法もあるが、墓所としての性格上、むしろ拝殿は撤廃する方が至である。

2 御宝塔の屋根は銅葺、「御宝拝殿」の屋根は小形のトタン葺として、銅と白色の錆止め塗る方法もあるが、御宝塔・拝殿共に麻朽して改修が大要なので、むしろこれを撤廃して石塔だけとし、石欄などを設置する方法「水邊の良策」である。

正を加へ日設計変更中に御塚（「日記」鶴鳴館、大正十一年四月二十九日参）と、伊東の平面図より仮の銅張りや設計変更が行われていること、「伊東博士と奥本技師米坂、御門ノ位置検分ノ上確定」（同前）大正十一年八月八日参、などの記述がみられることから、従来指摘されている以上に伊東が伯爵邸の再建に関与していることが明らかである。伯爵邸再建工事後の同十三年十二月日に、伊東に懸賞金五〇〇〇円、「中條御相談人」に同一〇〇〇円が授与された（同前）ことも、これを裏付けるものである。ところが、伯爵邸屋根の銅葺についても、伊東の助言によって実行された可能性が指摘しよう。

上杉家邸所については、文化十四年（二八一七）の「御廟所絵図」に描かれている、各所に附属する「拝社の間」「廊下」「拝殿」が撤去された時期を特定すること、屋根が本来の木羽葺か銅板葺か改修された時期（今の保存修理工事によって木羽葺か直葺）を特定することが課題であった。先の「史料3」から、伊東の意見によって各所の屋根が銅板葺へと改修されたものと判断でき、銅板葺ならんが注目されるのは、「史料3」中の拝殿に関する提言である。

伊東は、拝殿を現在の場所から一間程前へ、すなわち御宝塔側に移動させて「通拝殿」とすることと提案している。あわせて、御宝塔を銅板に葺替の際に、御宝塔拝殿の屋根をトタン葺とすることを提言している。これをどのように理解すればよいのだろうか。

第29回には、御廟所の改修事業が本格化する昭和二年（一九二七）度の改修関係の図面である。昭和前期の改修事業では、同様の図にこの年度の改修工事の箇所と内容が書きこまれる。注目されるのは、謙信閣宮の前方、景勝閣と定勝閣の間に「拝殿」が描かれていることである。この拝殿が、「御廟中央拝殿」（同前



改修事業に先立って、重ねて御廟所の現状調査が行われた。鶴鳴館「日誌」によれば、「御廟山石垣ハ殆ント全部ニ亙リ改修ヲ要スヘキモ、今健（カ）カニ之ヲ為スコトハ容易ナラサル経費ヲ要スルニ付キ、今回ハ拾遺キ雖キ部分丈ニ止メ、来年度ヨリ継続的ニ修繕ヲ施スコト、シテ算二計上ノ事ニ致度」（『同前』昭和二年五月二十三日条）と、石垣は全面的に改修が必要であるが、莫大な経費がかかるので、まず緊急性の高い箇所から修繕し、来年度以降継続的に修繕費を予算に組み込むことが述べられている。昭和前期の改修事業は、結果として、御玉塔の改修のみならず、石垣の改修、さらに御拝の建造、拝殿の撤去に及び一大事業となった。

表1は、昭和二年度から同二十年度までの御廟所改修関係事業費を各年度の予算書などから一覽にしたものである。上杉家では、毎年度末に相談会などで次年度の予算を審議・決定するが、「上杉家寄託資料」には、当該期のほぼ全ての予算書と予算計上の根拠となる見積書が含まれている。これらの予算書は、費目別に事業内容と金額が詳細に記されるもので、当該期のの上杉家の事業の全容を知ることが可能である。決算書は、予算書に比較して記載が簡略であり、個々の事業費の内訳まで記述されていないので、本稿では予算書と予算見積書を主に分析した。また比較のために、表2として大正六年度から同十四年度の改修事業を一覽として掲げた。表1と表2を比較してまず気付くのは、事業費、事業内容の相違である。御廟所の改修の必要性は、先の伊東の提言でも明らかのように、大正期においても認識されていた。また大正十一年四月には初代藩主景勝の三百年忌祭が執行され、その後景勝に正三位が贈位されるなど、御廟所で挙行される式典も少なくなかった。表2から各期の木羽の葺直しや、周囲の櫓の修繕などが行われて

いることが確認できるが、それらの事業は昭和前半期の事業に比較すれば小規模であり、緊急性の高い箇所を部分的に修復するという内容に止まっている。大正期の事業で目を引くのは、大正十三年度の堀の渡渡費五八四円と翌年の「御廟守役宅建築費」四五〇円である。「御廟守役宅」は、現在の御廟所駐車場に建設された（上杉虎雄氏の御教示による）。建築を担当した江戸堀による見積では、梁間二間半、桁間四間半、四尺に二間の入り口が張り出した二坪の建物である（大正十三年度予算材料）。なお、上記の点に関わって、「史跡米沢藩主上杉家墓所保存管理計画東定報告書」において、大正七年度を御廟所の改修が集中して行われた年として記述した誤りを正したい。

以下の項では、昭和二年度以降の改修事業の主たるものについて論じていく。

### 三 謙信閤宮の改修―昭和二年度の改修事業―

昭和二年度の当初予算に計上されていたのは、腐朽が甚だしい状態であった（日誌）鶴鳴館、昭和二年六月二日条、定勝廟の屋根の修復工事であり、小屋組と木羽の葺直しのため表1に示したように四〇〇円弱が計上された（大正十六年度同部経算予算）。図5は、定勝廟の屋根の図面である。しかし、年度途中に翌同三年に三五〇年忌法要を控えた謙信閤宮の改修事業が追加された。次の史料は、鶴鳴館「日誌」の同年五月二十七日条の一部である。

【史料4】

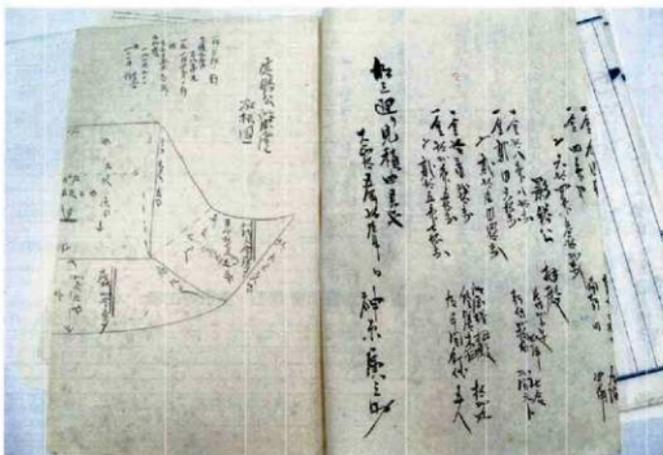
御廟山石垣改修工事ノ内、謙信公御墓石正面敷石修繕ハ一方四ミ、一方浮上リタル為メ扉ノ開閉ニ差支アルヲ以テ、之ヲ修繕セバ再用シ難キモノ練石一本、

表1 昭和2年度～同20年度の御廟所改修事業

年度	費目	金額	備考
昭和2年度	建設公署公署公署改修費	49,800	
	建設公署改修費	6,700	
	建設公署改修費	177,350	
	建設公署改修費	300,900	
	建設公署改修費	20,900	
小計	555,650		
昭和2年度(並)	建設公署改修費	506,118	調帳1枚1,950
	建設公署改修費	74,300	
	建設公署改修費	51,900	
	建設公署改修費	101,900	
	建設公署改修費	79,300	
小計	863,518		
昭和3年度	建設公署改修費	96,900	
	建設公署改修費	29,700	
	建設公署改修費	4,700	
	建設公署改修費	82,900	
	建設公署改修費	129,900	
小計	245,100		
昭和4年度	建設公署改修費	389,400	内屋木3割113,400
	建設公署改修費	139,250	内屋木3割113,400
	建設公署改修費	19,800	
	建設公署改修費	79,100	
	建設公署改修費	20,900	
小計	557,450		
昭和5年度	建設公署改修費	97,400	
	建設公署改修費	30,000	
	建設公署改修費	25,900	
	建設公署改修費	90,100	
	建設公署改修費	90,100	
小計	2,011,800		
昭和6年度	建設公署改修費	29,800	
	建設公署改修費	45,300	
	建設公署改修費	89,400	
	建設公署改修費	12,400	
	建設公署改修費	5,700	
小計	182,600		
昭和7年度	建設公署改修費	49,400	
	建設公署改修費	25,300	
	建設公署改修費	20,900	
	建設公署改修費	4,400	
	建設公署改修費	201,900	
小計	812,900		
昭和8年度	建設公署改修費	30,400	
	建設公署改修費	9,800	
	建設公署改修費	59,300	
	建設公署改修費	11,900	
	建設公署改修費	539,300	
小計	530,700		
昭和9年度	建設公署改修費	34,900	
	建設公署改修費	1,303,900	
	建設公署改修費	1,003,900	
	建設公署改修費	49,400	
	建設公署改修費	29,700	
小計	1,247,800		

年度	費目	金額	備考
昭和9年度	建設公署改修費	22,900	
	建設公署改修費	59,300	
	建設公署改修費	54,900	
	建設公署改修費	129,250	
	建設公署改修費	889,300	
小計	1,247,800		
昭和10年度	建設公署改修費	69,300	
	建設公署改修費	49,300	
	建設公署改修費	38,900	
	建設公署改修費	79,400	
	建設公署改修費	69,300	
小計	2,400,000		
昭和11年度	建設公署改修費	59,300	
	建設公署改修費	91,900	
	建設公署改修費	79,400	
	建設公署改修費	1,282,000	
	建設公署改修費	59,300	
小計	1,538,200		
昭和12年度	建設公署改修費	49,300	
	建設公署改修費	69,300	
	建設公署改修費	18,900	
	建設公署改修費	27,900	
	建設公署改修費	89,400	
小計	2,300,000		
昭和13年度	建設公署改修費	29,700	
	建設公署改修費	69,300	
	建設公署改修費	61,900	
	建設公署改修費	1,003,900	
	建設公署改修費	29,700	
小計	1,208,500		
昭和14年度	建設公署改修費	27,900	
	建設公署改修費	89,400	
	建設公署改修費	59,300	
	建設公署改修費	400,000	
	建設公署改修費	139,400	
小計	686,000		
昭和15年度	建設公署改修費	31,900	
	建設公署改修費	29,700	
	建設公署改修費	24,900	
	建設公署改修費	39,400	
	建設公署改修費	280,300	
小計	386,200		
昭和16年度	建設公署改修費	129,400	
	建設公署改修費	109,400	
	建設公署改修費	289,300	
	建設公署改修費	34,900	
	建設公署改修費	49,300	
小計	1,003,900		
昭和17年度	建設公署改修費	34,900	
	建設公署改修費	149,400	
小計	530,700		
昭和18年度	建設公署改修費	189,400	
	建設公署改修費	177,300	
	建設公署改修費	37,900	
	建設公署改修費	49,300	
	建設公署改修費	189,400	
小計	693,000		
昭和19年度	建設公署改修費	189,400	
	建設公署改修費	189,400	
小計	937,000		
昭和20年度	建設公署改修費	149,400	
	建設公署改修費	149,400	
小計	291,000		
総計	21,869,000		

(各年度「予備費」欄によって作成)



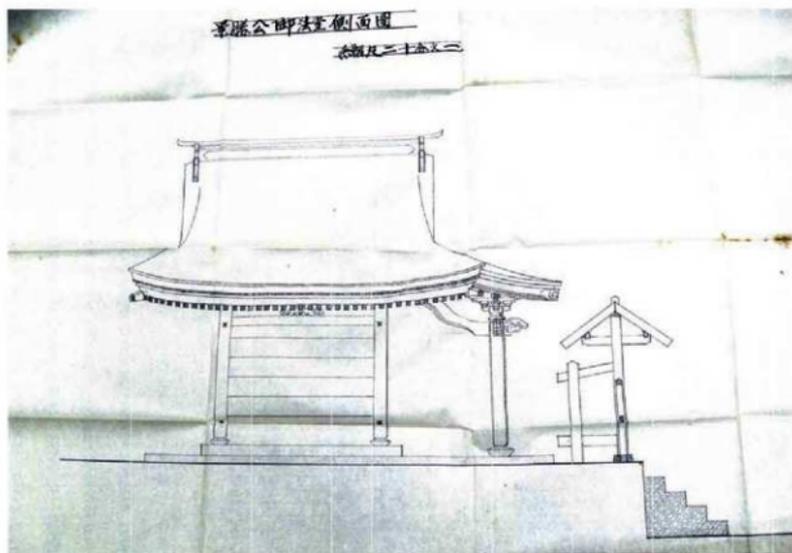
第30図 定勝廟屋根面積積積図 (「大正十六年度両部經費予算」)

年度	費目	金額	備考
大正6年度	内内丸棟修繕	314800	
	外廊修繕	579400	
	扉室塔ノ移分瓦取替	679000	
	宮内儀付修繕	439470	
	御高洋紙掛修繕	257400	
	奥書し欄修繕	779000	
小計	2229100		
大正7年度	丸座修繕	477140	
	7月内儀修繕	144000	
	東御公御祭屋木立修繕(東北方)	267000	
	拜殿木立修繕	132900	
	吉野公御祭屋木立修繕(東北方)	267000	
	定勝公御祭屋木立修繕(東北方)	339110	
東御公御祭屋木立修繕	457700		
東平公御祭屋木立修繕	304000		
御書掛修繕	339100		
小計	2672500		
大正8年度	丸座修繕	314800	
	御定内儀修繕	239170	
	拜殿付御定内儀修繕	279700	
	御書掛修繕	404000	
	吉野公御祭屋木立修繕	167000	
	定勝公御祭屋木立修繕	547000	
	東御公御祭屋木立修繕	279700	
	東平公御祭屋木立修繕	239100	
	吉野公御祭屋木立修繕	647000	
	定勝公御祭屋木立修繕	314700	
東御公御祭屋木立修繕	619000		
東平公御祭屋木立修繕	572000		
小計	3749140		
大正9年度	御書掛大木修繕	404000	
	丸座修繕	303200	
	御定内儀修繕	177900	
	御書掛付取修繕	146000	
	御書掛修繕	371700	
	御定内儀修繕	417100	
	御書掛修繕	339100	
	御書掛修繕	572000	
	御書掛修繕	572000	
	御書掛修繕	572000	
小計	3089110		
大正10年度	御書掛付取修繕	347000	
	御書掛修繕	1671000	
	御書掛修繕	3389110	
	御書掛修繕	974000	
	外廊丸座修繕	1789000	
	御定内儀修繕上角修繕	3389100	
	御定内儀修繕	2391000	
	御書掛修繕	467000	
	御書掛修繕	3389100	
	御書掛修繕	3389100	
小計	8679700		

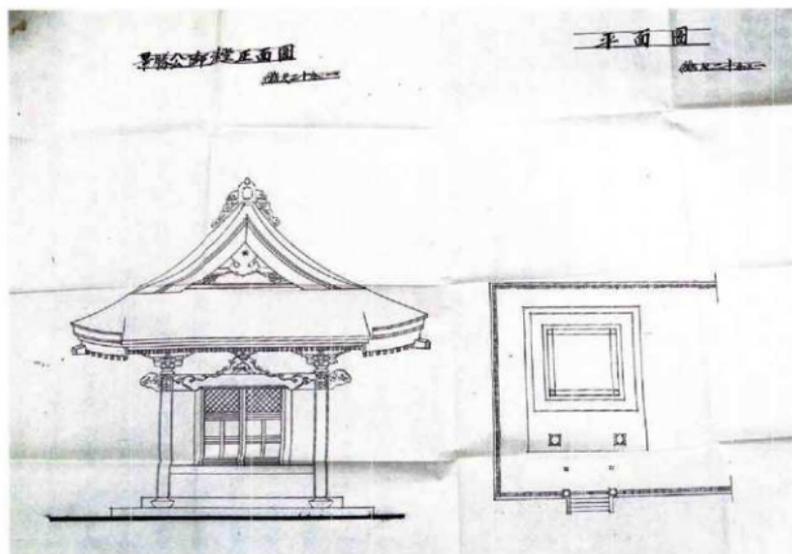
年度	費目	金額	備考
大正11年度	御書掛木立修繕	572000	
	外廊修繕	1467000	
	御書掛修繕	3389100	
	御書掛修繕	3389100	
小計	3039000		
大正12年度	外廊修繕	1467000	
	吉野公御祭屋木立修繕	3389100	
	東御公御祭屋木立修繕	3389100	
	定勝公御祭屋木立修繕	3389100	
	東平公御祭屋木立修繕	779000	
	吉野公御祭屋木立修繕	572000	
東御公御祭屋木立修繕	3389100		
小計	2529100		
大正13年度	吉野公御祭屋木立修繕	667000	
	東御公御祭屋木立修繕	3389100	
	定勝公御祭屋木立修繕	257000	
	外廊丸座修繕	1389100	
	東平公御祭屋木立修繕	267000	
	御書掛修繕	3389100	
東御公御祭屋木立修繕	3389100		
吉野公御祭屋木立修繕	572000		
定勝公御祭屋木立修繕	779000		
東平公御祭屋木立修繕	467000		
御書掛修繕	572000		
小計	13891400		
大正14年度	治政公御祭屋木立修繕	667000	
	御書掛修繕	3389100	
	御書掛修繕	2391000	
	外廊丸座修繕	1217000	
	東平公御祭屋木立修繕	2391000	
	御書掛修繕	3389100	
御書掛修繕	1179000		
御書掛修繕	467000		
御書掛修繕	3389100		
御書掛修繕	3389100		
小計	5469700		

表2 大正6年度～同14年度の御廟所改修事業 (「大正六年度」同十四年度予算案」による作成)





第31圖 景勝廟平面圖・正面圖（昭和7年度景勝廟見積書付図）



第32圖 景勝廟側面圖（同上）

で、参考のため昭和九年度の綱勝廟の附属門のデータを表8として示した。実施されなかったと考えられる同四年の葺替工事と表7のeに見え、銅板葺の平坪の数値が一致しており、また表7のeに「増築の分」として、御拝の分が計上されている。さらに表7のcに「拝殿ホコシ舞」が見え、これは拝殿の撤去を意味すると考えられる。さらに第31図・第32図として、見積書に添付されていた景勝廟の正面図、平面図、側面図を掲げた。工事担当者、銅板葺が前述の綱勝町の佐藤清吉、大工は「江部棟領」と称される江部瑞、石工が座頭町（現米沢市中央六、七丁目）の山岸繁雄（藤井熊之助に替わって昭和六年度より担当）で、いずれも米沢居住の技術者であり、昭和前期の改修事業全般に関与している。

表1からも明らかのように、昭和二年の謙信閣宮の改修工事から数年の時をおいて、同七年から景勝廟以下各廟の大規模な改修工事が順次行われていくことになる。

#### 五 謙信閣宮の石垣改修一昭和八年度の改修事業一

昭和七年九月五日、鶴鳴館「日誌」には、「午前十時県立工業学校二行キ、中島校長二面会ノ上、御廟謙信公閣宮石垣修繕設計ヲ建築科ノ小出・鈴木ノ教師ニ依頼ス。午後一時三十分我等及岡教師ト共ニ御廟現場檢分ス」とあり、謙信閣宮の石垣工事の設計を県立山形工業学校（現山形大学工学部）の小出・鈴木両教師に依頼したことが知られる。設計は小出安之助を中心に進められ、また小出は設計のみではなく、「竣工スル迄監督シテ貫テ棟依頼」（「日誌」昭和八年四月十三日条）と、併せて工事監督を担当した。同八年五月七日、小出教諭と「江部棟領・高橋棟（棟）領・山岸石匠」（「同前」）により打合せが持たれ、その二日後

の五月九日に着工した。表9として工事全体の見積を、また第33図・第34図として見積書の付図を示した。「御廟謙信公閣宮石垣修繕工事ハ高野棟ヲ下ニ移植シ、基礎ヲコンクリートニシテ、石垣ノ裏ヲコンクリートニテ押ヘルコト、シ、県立米沢工業学校長中島武太郎ニ御頼シテ、同校教諭小出安之助氏ニ設計シテ貫ヒ、又工事監督ヲモ依頼シテ、五月九日起工、本日全部完了セリ」（「同前」昭和八年七月十九日条）と、石垣工事が完了したのは、同年七月十九日のことであった。

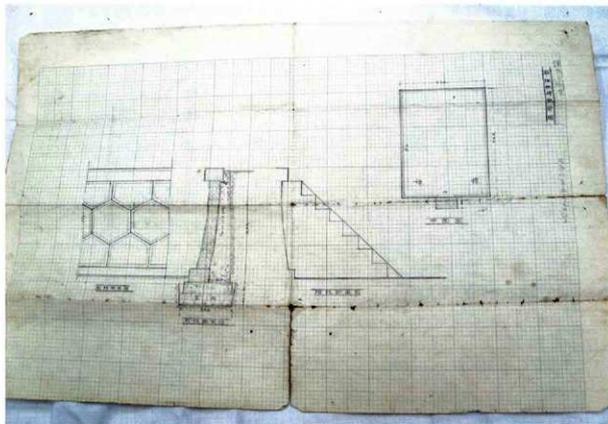
#### 六 治憲廟の改修と史蹟指定

昭和八年四月、御廟所内の九代藩主治憲（鷹山）廟を国の史蹟に指定するための調査が行われることになった。すなわち、「鷹山公御墓所ヲ文部省史蹟記（紀）念物指定シ、永ク世ノ指導標トセンガ為メ、山形県ニ於テ事蹟調査スルコトニナリタル趣ニ就テハ、今後参拝者モ多数在ルヘキニ付、此際御拝ヲ改造シテ屋根ヲ銅葺ニ改メ度」（「日誌」鶴鳴館 昭和八年四月七日条）と、文部省の史蹟指定のための事蹟調査の通知を契機として、治憲廟の御拝造営と銅葺事業に着手したい旨が記されている。前述のように、昭和七年度までに謙信閣宮・景勝廟・定勝廟の銅葺工事が完了していた。治憲廟の史蹟指定計画は、その後の改修事業の速度を加速させたと考えられる。

その十日後の「日誌」には、治憲廟のみではなく、「御廟全体ヲ史蹟名勝記念物ニ指定スラル、モ支ナキヤ否ヤ」（「同前」昭和八年四月十七日条）と、治憲廟のみではなく、墓所全体が史蹟指定される可能性について言及がなされている。

翌九年度の予算には、三代藩主綱勝廟・四代藩主綱憲廟、及び治憲廟の御拝造替費と銅板葺費が計上された。同九年一月・三月には改修に必要な銅板の内五





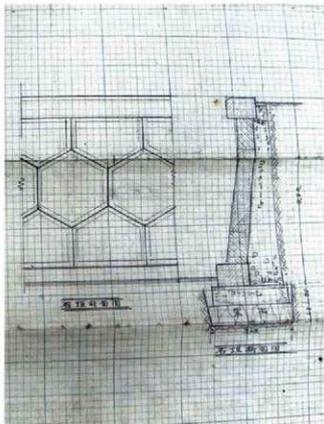
第33図 謙信廟基礎平面図・詳細図（昭和8年度見積書添付）

○枚が、下拵えのため佐藤清吉に交付された（日誌）昭和九年一月七日条・三月九日条。桐葉廟の改修工事は同年六月三〇日に完了したが、予定されていた改修工事を全てが完了するのでは、同年十月一日に至っていないことがあった（同前）それと並行して、史蹟指定に向けての動きが加速していることが窺える。同九年八月十八日には、「中蔵名勝地調査ノ為ニ文部省ヨリ荻野博士末米中興、本日午前十一時來臨、伯爵二御面会セラレタリ」（同前）と、荻野博士による現地調査が実施された。翌同年六月二十三日には金森知事以下の山形県庁による調査が、同年七月末にも東京高等師範学校教授「荻野博士」による「鷹山公御事蹟調査」が行われた（同前）昭和十年七月二十五日条。また、これに先立って、以下の史料に示した動きがあった（同前）昭和九年七月七日条。

【史料6】

南堀堀町二在ル上杉子爵家御所有地約三千坪（内訳書略）筆者ノ内ニ餐館ノ遺跡アリ、此部分約百六十坪ヲ米沢市ニ於テ御寄贈ヲ受テ史蹟名勝市立記念邸トシテ文部省人指定ヲ受ケ、市長管理ノ下ニ永久保存シテキ趣ヲ以テ子爵家ノ御内意伺方市当局ヨリ申出ニ付、子爵家ニ御書差出シタル二付御協議談下度旨依頼件

米沢城の三の丸に建築された餐館は、天明五年（一七八五）に隠居した治憲が、文政五年（一八二二）に死去するまで居住した館で、その後天俵家の住居となつた。その餐館を上杉子爵家から寄贈を受けて、「史蹟名勝市立記念邸」として、文部省の指定を受けたという意図が、米沢市から示されたことが



第34図 同上部分

知られる。東京の子爵家、照会したところ、「附随文字ナシ旨」の回答があり、米沢市長から「正式願書」が提出される運びとなった（同前）昭和九年八月四日条。

翌十年、御廟所に先立って間根の羽廟神社と普門院が国の史蹟として指定された。

【史料7】

郷社羽黒神社同及間根郵政局長須藤泰吉ノ河氏來社ノ上、間根普門院及間根神社境内、上杉鷹山公敬廟遺跡ノ跡トシテ文部省史蹟名勝地ニ二月七日付指定ノ通知リタル旨報告セラレタリ

昭和十年六月十一日、治憲が郷・羽井半平を出迎えた地である普門院と羽黒神社が、「上杉鷹山公敬廟遺跡ノ跡」として国の史蹟に指定された（同前）。すなわち、昭和十年前後には、上杉治憲の顕彰とそのゆかりの地を史蹟指定しようとする気運が高まり、そのような情勢の中で治憲廟の指定、あるいは御廟所全体の史蹟指定が企図されたものと捉えることができよう。そのため治憲廟の改修が急がれ、また御廟所全体の改修事業も進捗を増したものと考えられる。甘藷蔵蔵著の「鷹山公傳蹟誌」が同九年に出版されたのも、上記の動向に関わるものであろう。しかし、戦局の悪化のためか、結果として戦前に史蹟指定されることはなく、御廟所が国の史蹟として指定されるのは、昭和十九年に至ったことである。

七 拝殿の移転とその他の改修事業

表1に示したように、昭和十一年度謙信閣宮の銅板葺工事を行った後、同七年度に景勝廟・定勝廟の御拝堂と銅板葺改修工事、翌同八年度の宮石垣の大改修、さらに同九年には綱巻廟・桐葉廟・治憲廟の改修を経て、十年度は八代藩主吉野藩、六代藩主宗憲廟が改修され、同十一年度の七代宗房廟、八代重定廟、同十一年度の十代治広廟、十一代齊定廟へと改修が進み、同十三年度の額孝廟改修を以って、昭和前半期の大規模改修事業は、ほぼ完了することになる。この項では、御拝造替や銅板への葺替以外の改修事業について述べていく。

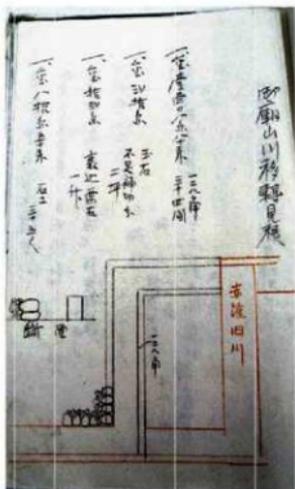
表1には、昭和十三年度の改修事業として、世子顕奉廟の御拝造替と銅板葺、謙信閣宮門の造替と拝殿

表10 大正8年度 謙信閣宮拝殿木羽葺替

名	積	積	金	積
宇部	10坪8分3厘6	4坪9分9厘	4坪9分9厘	4坪9分9厘
茂	1坪7分	5坪9分	5坪9分	5坪9分
早稲付	4坪	1坪9分	1坪9分	1坪9分
早稲付	2坪	5坪9分	5坪9分	5坪9分
合計		17坪9分	17坪9分	17坪9分

（大正八年ヨリ同十四年度予算実績）によって作成

移転費が計上されている。前述のように、閤宮前には拝殿が存在し、大正十三年には「御廟山中央拝殿改造見積別紙奉上册」(日誌 鶴鳴館 大正十三年四月八日条)と、拝殿の改造も計画されていた。この拝殿の仕様の詳細は不明であるが、表10として大正八年度の木羽葺替の見積を掲げた。見積によると、閤宮拝殿の坪坪は一六坪六分余である。他方、昭和十三年度に改修が行われた顕孝廟にも「拜



第35図 御廟水路改修図  
(昭和16年実施)



第36図 基礎改修図  
(昭和16年実施)

殿」が附属していた。表2に示したように、顕孝廟「拝殿」についても大正十二年度に五坪二分、翌同十三年度にも二坪四分の木羽の葺替が行われているが、いずれも拝殿全体ではなく部分的な葺替が行われたものであろう。

昭和十三年度の拝殿移転関係費の詳細を表11に掲げた。aには拝殿の木羽葺替費とトタン代が、bにはベンキ代、dには移転費用、さらにcとして拝殿移転後の参道の敷石工事等の見積が示されている。拝殿は、この時に御廟守役宅の附属倉庫として移転されたものと考えられる。さて、移転し倉庫として転用されたのは閤宮拝殿であるのか、顕孝廟附属「拝殿」であるのか。筆者は、現在の倉庫の規模などから考えても、倉庫に転用されたのは顕孝廟「拝殿」ではなく、閤宮拝殿であると考えている。拝殿移転後に、敷石の改修と表1に掲げた「千鳥破風造り」(昭和十三年年度予算調査)の閤宮門の造替が六〇〇円余で実施され、さらに同十六年度に至って「御廟川」の移転と石段改修が行われたものと考え、これらの諸点については、建築の専門家のご意見を伺いたい。

表12と第35図・第36図は、昭和十六年度に実施されたと考えられる「御廟川」の移転と基礎改修に関するものである。同年度予算書と決算書を確認できなかったが、これらの工事は同十四年度から計画され、延期されていたものである。さらに、昭九年度には防火用の「用心池」が開削され、同十三年度にはセメントがけがなされている(表13)。

昭和十三年八月、改修工事を担当した神原寅之助ら六名の技術者が匿名で二基の石燈を献納した。第37図・第38図として掲げたように、これら二基の石燈は御廟所内に現存する。

